

## 第5回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月4日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	9
○認定第2号及び報告第22号の上程、説明、質疑、委員会付託	17
○議案第79号の上程、説明、質疑、委員会付託	30
○議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託	32
○議案第81号及び議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○散会の宣告	40

### 第 2 号 (9月5日)

○議事日程	41
○本日の会議に付した事件	41

○出席議員	4 1
○欠席議員	4 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 1
○事務局職員出席者	4 1
○開議の宣告	4 3
○一般質問	4 3
小林 政 次 君	4 3
菊 地 洋 君	5 0
古 川 文 雄 君	6 2
畑 幸 一 君	6 9
円 谷 寛 君	7 6
木 原 秀 男 君	9 0
○休会について	1 0 3
○散会の宣告	1 0 3

第 3 号 (9月14日)

○議事日程	1 0 5
○本日の会議に付した事件	1 0 5
○出席議員	1 0 5
○欠席議員	1 0 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 6
○事務局職員出席者	1 0 6
○開議の宣告	1 0 7
○議事日程の報告	1 0 7
○決算審査特別委員長報告（認定第 2 号について）及び報告に対する質疑、討論、 採決	1 0 7
○総務文教常任委員長報告（議案第 7 9 号について）及び報告に対する質疑、討論、 採決	1 0 9
○産業厚生常任委員長報告（議案第 8 0 号について）及び報告に対する質疑、討論、 採決	1 1 0
○議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○議案第 8 7 号～議案第 8 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議案第 8 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8

○議案第 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 9 2 号～議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 2 4
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 2 4
○日程の追加	1 2 5
○意見書案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○閉議の宣告	1 2 6
○町長あいさつ	1 2 6
○閉会の宣告	1 2 7
○署名議員	1 2 9

鏡石町告示第46号

第5回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月31日

鏡石町長 遠藤栄作

1 期 日 平成24年9月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

## 平成24年第5回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成24年9月4日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長の説明  
日程第 5 認定第 2号 平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について  
日程第 6 報告第22号 平成23年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
日程第 7 議案第79号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について  
日程第 8 議案第80号 鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定について  
日程第 9 議案第81号 鏡石町租税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第10 議案第82号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第11 議案第83号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第12 議案第84号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第13 議案第85号 特別功労表彰につき同意を求めることについて

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

- |     |     |     |     |    |     |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 円谷  | 寛君  | 2番  | 古川 | 文雄君 |
| 3番  | 菊地  | 洋君  | 4番  | 長田 | 守弘君 |
| 5番  | 小林  | 政次君 | 6番  | 畑  | 幸一君 |
| 8番  | 大河原 | 正雄君 | 9番  | 今泉 | 文克君 |
| 10番 | 仲沼  | 義春君 | 11番 | 木原 | 秀男君 |
| 12番 | 渡辺  | 定己君 |     |    |     |

### 欠席議員(1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 栄 作 君	副 町 長	助 川 浩 一 君
総 務 課 長	小 貫 忠 男 君	参 事 兼 税 務 町 民 課 長	今 泉 保 行 君
健康福祉課長	小 貫 秀 明 君	産 業 課 長	柳 沼 英 夫 君
都市建設課長	関 根 邦 夫 君	上 下 水 道 課 長	圓 谷 信 行 君
教 育 長	高 原 孝 一 郎 君	参 事 兼 教 育 課 長	木 賊 正 男 君
会 計 管 理 者 兼 室 長	高 原 芳 昭 君	原 子 力 災 害 得 对 策 室 長 心 得	吉 田 竹 雄 君
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	関 根 学 君	教 育 委 員 会 教 委 員 会 長	吉 田 栄 新 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	西 牧 英 二 君	農 業 委 員 会 委 員 長	菊 地 栄 助 君
監 査 委 員	根 本 次 男 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 議 局 長	吉 田 賢 司	嘱 託 職 員	大 河 原 久 美 子
--------------------	---------	---------	-------------



開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。  
ただいまから第5回鏡石町議会定例会を開会いたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、本定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。  
8番、大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

- 8番（大河原正雄君） それでは報告をいたします。

第5回鏡石町議会定例会会期予定表（案）。

日次、日、曜、会議内容について報告いたします。

〔以下、「会期日程表」により報告する。〕

---

◎招集者あいさつ

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり町長からあいさつがあります。  
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第5回鏡石町議会定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には第5回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

東日本大震災から1年6カ月が過ぎようとしておりますが、昨年作付ができなかった水田に実りの秋が訪れ、安堵感を覚えているところであります。今後も復旧・復興に力を入れ、町民の皆さんの平穏な生活が取り戻せるよう努力してまいりたいと考えております。

今定例会につきましては、各会計の決算認定のほか条例制定議案2件、条例の一部改正議案2件、承認1件、同意3件、補正予算9件、合わせまして18件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決、承認、同意を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさつといたします。

---

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条により欠席の届け者は7番、井土川好高君の1名です。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、11番、木原秀男君、1番、円谷寛君、2番、古川文雄君の3名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

前回同様、項目ごとにまとめて報告申し上げます。

1、検査の対象、平成24年5月分、平成24年6月分、平成24年7月分、以上につきまして、一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金の現金、預金等の出

納保管状況につき検査を実施いたしました。

2、実施年月日、平成24年5月分につきましては、平成24年6月25日月曜日午前9時55分から正午まで。平成24年6月分につきましては、平成24年7月25日水曜日午前9時52分から正午まで。平成24年7月分につきましては、平成24年8月24日金曜日午前9時43分から正午まで。

以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、平成24年5月分検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。平成24年6月分検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。平成24年7月分検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。以上の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成24年5月分、平成24年6月分、平成24年7月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金のすべてについて計数上の誤りはありませんでした。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

公立岩瀬病院企業団議会議員、1番、円谷寛君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○1番（公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君） 公立岩瀬病院企業団議会の報告をさせていただきます。

公立岩瀬病院企業団の6月の定例会は、6月29日午前10時より行われました。

会期の日程については1日限りでございます。

会議録署名議員は省略をさせていただきます。

報告第3号は、平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰り越しについてというのですが、これはホールボディーカウンターというものの導入を2月の議会で決めたんですけれども、注文が多くて納入が間に合わないということでしたので繰り越しになったわけでございます。それは後ほど届いておりまして、お披露目も終わって、今、学校関係中心に検査に入っているところでございます。

報告第4号は、公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算継続費の通次繰り越しについてとい

うことですが、これは災害復旧関係の工事が間に合わないということで繰り越しになっておりまして、これから暫時進めるということでございます。

議案第5号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、これは新しく監査委員に宮本報氏、この人は10年ほど前に市役所を定年退職をされている方でございますが、この人を監査委員にしたということでございます。

議案第6号は、公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例ということで、アミノインデックスという検査の方法があるんですけども、これを料金を改めたものでございまして、表の7ページのとおりになっておりますので、あとでごらんをいただきたいと思っております。

議案第7号は、公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例ということで、これは訪問介護の料金を改正するものでございまして、営業時間内の場合、1時間30分を超える訪問介護を提供した場合、30分ごとに1,300円、休日に訪問介護を提供した場合は30分ごとに1,300円ということで、営業時間内、営業時間外、または休日において訪問介護を提供した場合は訪問介護療養費にかかわる指定訪問看護適用外の訪問看護を提供した場合、1時間30分まで8,500円、以後、30分ごとに1,300円と、死亡時の処置料は1万500円、こういうこと改正になっております。

議案第8号は、平成24年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計の補正予算（第1号）でございまして、ここに提示の表のように補正になっております。

以上の議案を全件提案どおり可決をして終了してしておりますので報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、行政視察調査の報告を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ご報告申し上げます。

鏡石町議会議長、渡辺定己様。

鏡石町議会議員、木原秀男。

行政視察調査報告書。

平成24年7月4日から6日まで実施した行政視察調査結果を次のとおり報告いたします。  
記。

調査の目的、先進的な各般にわたる自治体等の行政運営の取り組み状況を視察調査することにより、議会活動と行政運営の向上発展に資すること、並びに議員の識見を高めることを目的として実施した。

2、調査した自治体、（1）沖縄県南風原町、（2）沖縄県西原町、（3）沖縄県北谷町。  
調査項目、健全財政及び農業振興について、2番、雇用対策及びIT利用による住民情報

交換について、3、都市開発計画について。

4、参加者、議員12名、事務局長、計13名です。

調査の内容、沖縄県南風原町……。

○11番（木原秀男君） それから議会の概要です。

〔発言する者あり〕

○11番（木原秀男君） まとめます。以上3つの自治体を調査、研修したが、それぞれの取り組みは沖縄という風土とその自治体が高い課題等の中から生まれた諸推進策であるものの、これからの鏡石町の町づくりと議会が果たす役割について大いに参考となるものであり、今回の成果を念頭に置きながら諸事業及び活動に取り組んでいきたいと思えます。なお、詳しくは書類を参照していただきたいと思えます。以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第5回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災の発生から間もなく1年6カ月が経過しようとしておりますが、住宅なども少しずつ修理や建てかえなども進んできており、被災された皆さんも、昨年とは気持ちにも少し変化が見られ、前向きに新たな生活設計に向け頑張っている姿が多く見受けられるように感じております。町といたしましても復旧・復興に全力で取り組み、町民の皆様とともに元気を生み出していくような町づくりを行っていく考えであります。

第30回夏季オリンピック・ロンドン大会は8月12日から17日間にわたる熱戦を終え閉幕いたしました。実施26競技、302種目を通じて、日本のメダルは金7個、銀14個、銅17個の計38個と、メダル総数では史上最多となりました。この中でも女子レスリングでは3連覇を果たすなどの活躍で日本中が感動いたしました。一方、女子バレーボールの28年ぶりのメダル獲得、ボクシングでの48年ぶりの金メダル獲得や女子サッカー、女子重量挙げ、バドミントン女子、女子アーチェリー団体、卓球女子団体など、史上初のメダル獲得が数多くありました。このメダル獲得は長い歴史の積み重ねと地道に努力を続けた結果が形にあらわれたものでもあり、東日本大震災で被災した皆さんを初め、日本中に感動を与えるとともに、自分

を信じ続けていくことの大切さや多くの勇気をもらった大会でもありました。

今国会では、国民が大きな影響を受ける社会保障と税の一体改革関連法案が成立いたしました。これらは持続可能な社会保障制度の確立を図るための法律ですが、税の負担も伴うものであり、今後は国民が暮らしやすい社会の実現を願うものであります。

復興交付金事業については、本町では5,936万4,000円の交付金配分を受けて、復興まちづくり事業計画策定業務委託並びに3区コミュニティセンター建設工事を発注いたしましたので、鋭意事業の推進を図っていく考えであります。さらに、今後も制度の拡充や柔軟な運用などを引き続き国に強く求めていきたいと考えております。

原子力災害対策に関しましては、7月に東京電力福島第一原子力発電所における事故調査検証委員会の最終報告がありました。畑村委員長の所感では、今回の事故で得られた知見として、1つ目があり得ることは起こる、あり得ないと思うことも起こること。2つ目が見たくないものは見えない、見たいものが見えること。3つ目が可能な限りの想定と十分な準備をすること。4つ目が形を作っただけでは機能しない、仕組みはつくれるが目的は共有しないこと。5つ目がすべては変わるものであり、変化に柔軟に対応すること。6つ目が危険の存在を認め、危険に正対して議論できる文化をつくること。そして、7つ目が自分の目で見て自分の頭で考え、判断、行動することが重要であることを認識し、そのような能力を涵養することが重要であるとし、これらのことは他の分野にも適用することができ、100年後の評価にも耐え得るようにするためには、これを単なる個別の分野における知見で終わらせず、より一般化、普遍化された知識にまで高めることが必要である。そして、この事故は自然が人間の考えに欠落があることを教えてくれたものと受けとめ、この事故を永遠に忘れることなく、教訓を学び続けなければならないと締めくくっております。これらのことから今回の事故をそれぞれが整理して忘れることなく今後の生活に生かしていかなければならないと感じたところであります。

次に、内閣府の8月の月例経済報告によりますと、「景気はこのところ一部弱い動きが見られるものの、復興需要などを背景として穏やかに回復しつつあり、先行きについては当面世界経済の影響を受けるものの、景気回復の動きが続くと期待される。ただし、欧州政府債務危機をめぐる不確実性が依然として高い中で、世界景気のさらなる下振れや金融市場の変動が我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、電力供給の制約、デフレの影響などにも注意が必要であることから、先が見通せない困難な情勢」となっております。

7月には九州北部豪雨が発生し、熊本県阿蘇市では1時間に108ミリ、最大24時間降雨量が507.5ミリとなり観測史上最高値を記録するなど、この大雨により河川のはんらんや土石流が発生し、熊本県、大分県、福岡県で死者が21名、行方不明者8名となったほか住宅の損壊や土砂災害が発生するなどの甚大な被害となりました。亡くなられた方々にはご冥福をお

祈り申し上げますとともに、被害を受けられました皆様にもお見舞いを申し上げます。改めて自然の驚異を思い知らされる結果となりました。

次に、町制施行50周年記念事業といたしましては、5年に一度開催している「第5回鏡石町社会福祉大会」を11月12日に町図書館において、社会福祉関係者はもとより広く町民の方々にご参集いただき、地域福祉活動がより一層充実することを目指して町社会福祉協議会主催により開催する予定であります。

教育関係では、「児童生徒の作文コンクール」について夏休み前に作品の募集を行いましたので、記念式典開催の10月17日には小学校と中学校の部の最優秀作品の発表を行う予定です。

また、昨年震災により中止になっておりました文化講演会を10月4日に「佐賀のがばいばあちゃん」でおなじみの島田洋七氏をお迎えして開催予定であり、11月4日には第7回鏡石駅伝ロードレース大会を2年ぶりに開催する予定で参加選手の募集を始めたところです。

進化する鏡石実行プロジェクトにつきましては、住んでみたくなる事業として一般住宅の太陽光発電システムを設置した方への補助として、8月末現在39件、297万6,000円の実績となっております。

通りを歩いてみたくなる事業としての「花いっぱい運動」につきましては、6月17日に一斉定植を行い全町の主要道路沿線と花壇等に植栽され、町民はもとより鏡石町を訪れる人を温かく迎え入れる「おもてなしの心」を育てています。

町における7月以降の主なできごとでは、昭和37年8月1日の町制施行から本年8月1日をもって、本町は50周年を迎えました。半世紀の区切りの年を迎え、さらなる50年に向けて震災を乗り越え着実に、また力強く新たな一步を踏み出したところでもあります。10月17日には鳥見山体育館において記念式典を挙ることとしておりますが、多くの皆様をお迎えして盛大に行う予定をしており、関係者の皆様にご案内状を発送したところでもあります。

7月22日には平成11年7月にオープンした鏡石町民プール「すいすい」が、オープンから13年目にして入場者100万人の大台を達成いたしました。先月27日には夏休みが終了して真っ黒に日焼けした幼稚園児、小中学生などが元気に登校し、2学期の始業式を迎えたところでもあります。

次に、水稻の生育状況は、猛暑で雨が少ない中でも羽鳥用水により稲の生育も進み、震災前に近い実りの秋を迎えられることをうれしく感じているところであり、福島県産の水稻の全袋検査も始まり、現在まで基準値以下との報道ですので、これから本格的に行われる当町の水稲でも基準値以下となり安全な中での出荷が待たれるところでもあります。

また、田んぼアートの取り組みでは、田植え以降7月10日から図書館4階展望室からの一般観覧を開始したところですが、観覧者について8月末現在で4,350名となり、町内はもち

ろん、近隣市町村や県内、さらには県外からの観覧者も多く、大変大変盛況となりました。

町制施行50周年記念事業として開催予定となっている鏡石牧場の朝オランダ秋祭りは、鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会主催により10月6日の開催が決定し、商工会、関係団体と準備を進めているところであります。これらは東日本大震災以後の本町復興のシンボルとして今後も内外にアピールしてまいります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災により被災を受けた施設等の災害復旧・復興の状況並びに福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

公共土木災害復旧事業につきましては、82件中32件が完了し工事施工中が18件となっております。未発注工事についても計画的に発注していく予定としております。また、単独事業については補助対象工事と関連することから調整を図りながら順次発注してまいりたいと考えております。

農業施設災害復旧補助対象分については、86件中31件が完了し工事中が4件であり、51件が未発注となっておりますが、優先順位を定め計画的に発注を行ってまいります。農用地の小規模災害復旧については、地区の協力を得て年度当初から作付時期まで取り組んだことから、例年並みの作付が行われたところではありますが、地区からの要望を取りまとめたところ未復旧の部分も多く、補正予算を計上し継続して取り組んでまいりたいと考えております。

上水道、下水道の災害復旧については、道路管理者及び関係機関団体等と、さらに他の災害復旧工事と調整を図りながら鋭意工事を進めているところであります。

次に、災害廃棄物処理事業については、鳥見山公園北側駐車場及び東町地内の仮置き場の被災家屋等災害廃棄物の処分整理業務を委託し早期の処分に努めており、あわせて不法投棄防止のための仮置き場の監視と指導員を配置しております。なお、損壊家屋の解体撤去支援については6月末で申請受付を終了し、9月末までに解体完了するものを対象としていることから、9月末まで鳥見山公園北側駐車場で受け入れする予定です。

次に、原発対策事故としての除染対策につきましては、町民の皆さんの不安を解消し、一日も早く、安心・安全な町民生活を取り戻すため、放射線量の低減化を目指す除染の実施計画を国、県と協議しながら作成をしておりましたが、環境省との協議が整い、国の特別措置法に基づく法定計画として策定をしたところです。これから町の環境放射線モニタリング結果により、空間線量の比較的高い地域や放射能の影響を受けやすい子供などを考慮しながら効果的で効率的な除染を行っていきたいと考えております。除染業務を進める上で除去土壌等を保管する仮置き場が必要不可欠であることから、早期設置に向け事務を進めているところです。また、設置箇所については町内の状況を勘案し6カ所程度の設置を考えているところでもあります。現在、仮置き場については行政区長等を通じて候補地を選定していただき、



地区ごとの説明会を開催している状況です。できるだけ早い時期に住民の皆さんのご理解を得て仮置き場を設置し除染業務を進めてまいりたいと考えております。また、仮置き場設置に向けて大きな課題となっております国の中間貯蔵施設の早期設置を国に働きかけてまいりたいと考えております。

具体的な取り組みとして、通学路や公園などにおける放射性物質による放射線量の低減を図るため、行政区等が行う線量低減化活動を支援しております。昨年度は6行政区に取り組んでいただき、今年度は鏡石1区、鏡石2区で取り組みが終了し、仁井田区でも実施する運びとなっております、さらに全町的な取り組みとしていきたいと考えております。

原発事故による放射能汚染に伴う食品からの内部被曝を防止し町民の不安を少しでも軽減するため、勤労青少年ホーム及び公民館に放射能簡易測定センターを設置しておりますが、持ち込まれている食品の現状はほとんどが国が定める食品中の放射性セシウムの基準値以下、または不検出であります。

また、学校給食食材放射能測定事業につきましては、学校給食の安全・安心づくりのため毎日の給食食材について測定しておりますが、現在のところ全品不検出となっております。

今年度、町の新しい町づくりの目標である第5次総合計画がスタートしました。「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」を町の将来像として、未来像の実現に向けては、町民相互の「絆」、すなわち「やさしさとふれあい」と一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念に5つの行政分野別の目標を掲げ、新たな町づくりに着手したところであります。

1つ目の、「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」としての役場耐震診断事業については、10月末を工期とし耐震診断を実施しているところです。

次に、地域イントラネット活用と各種機器保守業務については、年度当初から継続的な事業として取り組んでおります。

2つ目の、「心豊かで人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります」としては、今年度も間もなく半年になろうとしておりますが、東日本震災復興のシンボルとも言える第一小学校改築事業が具体的に動き出し、6月からは旧校舎の取り壊しが本格的に進められ、夏休み中に校舎上屋の取り壊しがほぼ終了、現在は破砕材の分別処理の分別処分のほか土間コンクリート基礎解体工事を行っているところであり、順調に進捗しております。一方、新校舎の実施設計につきましては、詳細設計を学校現場の先生方を交えて協議しており、大詰め

の段階を迎えているところであります。

小中学校における教育の充実として、学力向上支援事業を初め特別支援教育事業では、幼稚園、小中学校に特別支援員を増員して授業に当たっております。

また、語学指導外国青年招致事業につきましては、3年間ご指導いただいたバレリー先生が7月末にカナダへ帰国され、同じカナダから先月8日に新たにパメラ先生が着任されま

したので、新学期から鏡石中学校を中心に授業でご活躍いただいているところであります。

生涯学習機会の拡大とスポーツの振興につきましては、平成21年2月に設置された、かがみいしスポーツクラブが3年目を迎えて、活動の充実、強化を図るため9月1日にNPO法人格の取得のための設立総会を開催したところであります。スポーツクラブのNPO法人化は地域住民のニーズを的確にとらえ、趣味、健康志向型のスポーツから競技力向上までの多様なクラブ運営と組織の強化、さらに経営の安定化に向けてNPO法人格の取得を目指すものであり、地域スポーツ団体が将来を見据え、独自の活動の活性化のために立ち上がろうとしていることは大変心強く感じるとともに、行政としても支援してまいりたいと考えているところであります。

次に、町民の保健と健康づくり支援については、健康増進事業として認知症や寝たきりにならずに健康寿命を延ばし、活動的な85歳を目指して生活習慣病の予防に継続的に取り組んでおり、がん検診、総合健診及び人間ドックなどの各種健診事業を進めております。特に総合健診については、8月28日から9月9日まで各地区集会所や鳥見山体育館を会場に実施しておりますが、昨年度から実施している医療機関での個別健診を加えることで、より多くの方が受診しやすい環境づくりに努めております。

また、ラジオ体操・みんなの体操を多年代の町民が室内外で手軽に気軽に取り組める運動として積極的に普及し、被災後の健康の保持増進と地域交流の推進を図るため、町総合スポーツクラブ活動などと共催連携し被災者健康支援体制整備事業として取り組んでおります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、高齢者福祉の充実として今年15日には鳥見山体育館において75歳以上1,509名の方々をお招きし、恒例の敬老会を開催し長寿をお祝いすることとしております。

児童福祉と子育て支援として、保育所、児童館、放課後児童クラブ、つどいの広場の運営及び認定こども園の運営支援を行うとともに、児童手当支給事業では今年度2回目の6月から9月分を10月10日に支給する予定です。

こども医療助成事業として、町では現在、中学生までのこども医療費の窓口負担無料化を実施しておりますが、福島県では18歳以下のこども医療費無料化を10月から実施することから、本町においても年齢拡大をすべく今定例議会に関係条例改正と補正予算を計上いたしました。

障害者福祉の充実においては、障害者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実にも努めるとともに、NPO法人「共生かがみ」が4月に開設した就労継続支援B型事業所である「ライジング・サン」へ成田保健センターの調理室を作業室として貸し付けるなど、引き続き運営支援を行っております。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」につきましては、

本町の水稻作付は改良区水路の復旧がおくれたものの、一部を除き例年並みの作付が行われました。6月から地域水田農業推進事業に係る営農計画の申請を受け付けたところ250名の申請があり、うち戸別所得補償交付申請者が205名、水田活用の所得補償交付申請者が185名の実績となっております。特に、超過した作付配分面積分を購入する地域間調整の面積が140ヘクタールあり、例年のない申し込みになりました。主な作物としては、昨年の実績に及ばないものの、飼料作物24ヘクタール、ソバ14ヘクタール、エン麦47ヘクタールの申請となり、7月中旬に現地確認を実施したところです。

工業等の振興や商店街の形成については、主要事業の推進を図りながら、今後も商工会と連携を図り推進してまいりたいと考えております。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」につきましては、鏡石駅東第1土地区画整理事業として平成23年度繰り越し工事の現場管理等工事に伴う補償事務並びに区画道路設計の発注準備を進めております。

社会資本整備総合交付金事業の中外線については、平成23年度の繰り越し工事が8月末で竣工し、平成24年分として用地補償事務を進めております。また、鏡田499号線道路改良工事については工事を発注したところです。

地方特定道路整備事業の仁井田・笠線道路改良工事については、用地及び物件補償が完了したので早期に工事発注していく考えであります。

次に、水資源の確保と供給事業では、第5次上水道拡張事業で計画している南高久田、東鹿島地区の導水管布設工事は設計等の諸準備を進めているところで、拡張計画に合わせて事業の推進をしているところです。

下水道の整備としての公共下水道整備事業では、国道4号拡幅関連の管渠築造工事、駅東第一土地区画整理事業関連の管渠築造工事は、各事業の進捗状況に合わせ関係機関等との協議、調整を進めているところです。

合併処理浄化槽設置整備事業の交付申請状況は、8月末現在、新築に伴うもの6件、浄化槽の切りかえに伴う申請が3件となっております。

適切なおみ処理とリサイクルでは、資源ごみのペットボトルの排出量が急増しており、コンテナでの回収では対応しきれなくなっているため、ネット袋回収方式に変更したいと考えており、適切なおみ処理とリサイクルに努めてまいりたいと考えております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第2号 平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきましては、平成23年度の一般会計ほか特別会計9会計並びに上水道事業会計の11会計について決算の認定をお願いするものであります。

報告第22号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するもので、議案

第79号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきましては、東日本大震災からの復旧・復興を図るための固定資産税の課税免除を行う条例の制定で、議案第80号 鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定につきましては、介護保険料率の増加の抑制を行うための条例の制定であります。

議案第81号 町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第79号の固定資産税の課税免除の条例との整合性を図るための所要の改正であり、議案第82号 国民健康保険条例の一部改正につきましては、県で実施する18歳までの医療費の無料化の実施に伴う年齢の引き上げであります。

議案第83号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の根本次男氏が9月30日で任期満了となることから、根本次男氏を再任いたしたく提案するものであります。

議案第84号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員の吉田栄新氏並びに常松ゆかり氏がいずれも9月30日で任期満了となることから、吉田栄新氏の後任に大池在住の塩田重男氏を新たに任命いたしたく、また常松ゆかり氏につきましては再任いたしたく提案するものであります。

議案第85号 特別功労表彰につき同意を求めることについては、10月に開催される町制施行50周年記念式典の席上で表彰を予定しております9名の方々につきまして表彰条例に基づき同意をお願いするものであります。

議案第86号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきましては、主な歳入は、農地農業用施設災害復旧事業国庫負担金8,270万5,000円、県除染対策事業負担金5,705万円、農業系汚染廃棄物処理事業県補助金2,860万円、財政調整基金、減債基金、庁舎改築基金合計1億4,444万8,000円の減額、繰越金3億2,995万2,000円、臨時財政特例債4,985万4,000円であります。

主な歳出は、財政調整基金への積立金1億6,500万円、地域生活支援、障害者自立支援給付費5,010万円、仮置き場設置工事5,705万円、農業系汚染廃棄物隔離保管工事2,860万円、矢吹原送水管復旧工事8,500万円、農地等小規模災害復旧補助金3,708万6,000円などを補正するものであります。

次に、議案第87号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計から議案第93号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの7特別会計につきましては、平成23年度の決算に伴う繰越金の整理が主な補正の内容となっております。

次に、議案第94号 平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、久来石南地区の配水管布設に伴う補正であります。

以上、今定例会に当たりまして町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申

し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決、承認、同意を賜りますようお願い申し上げます。

---

◎認定第2号及び報告第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第5、認定第2号 平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、報告第22号 平成23年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま上程をされました認定第2号 平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づきまして、平成23年度の一般会計並びに国民健康保険特別会計など10会計のほか、上水道事業会計をあわせました計11会計の決算が整いましたことから、ここに監査委員の審査意見書と主要施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしましたので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊決算書の1、2ページの総括表により説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会において説明をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、決算書の1ページをお開き願います。

1ページ、2ページが総括表でございます。一般会計から10番の農業集落排水事業特別会計まで10会計につきまして一覧表となっております。

まず、一般会計でございますが、歳入が70億3,850万7,000円、歳出が64億6,459万3,000円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支が5億7,391万4,000円でございます。

なお、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が3億3,995万2,000円、23年度の実質収支から22年度の実質収支を差し引いた単年度収支が2億2,827万5,000円となります。

次に、2番、国民健康保険特別会計でございますが、15億2,651万4,000円の歳入に対し

まして14億196万7,000円の歳出でございます。形式収支、実質収支ともに1億2,454万7,000円でございます、単年度収支は6,357万5,000円となります。

次に、3番、後期高齢者医療特別会計につきましては、7,609万9,000円の歳入に対しまして7,587万6,000円の歳出でございます。形式収支、実質収支ともに22万3,000円となりまして、単年度収支につきましては2万2,000円のマイナスとなっております。

4番、介護保険特別会計につきましては、7億3,125万4,000円の歳入に対しまして6億9,754万1,000円の歳出でございます。形式収支、実質収支ともに3,371万3,000円でございます、単年度収支につきましては2,833万1,000円となっております。

5番、土地取得事業特別会計につきましては、371万5,000円の歳入に対しまして371万5,000円の歳出となっております、形式収支、実質収支ともにゼロ円でございます。単年度収支につきましては71万4,000円のマイナスでございます。

6番、工業団地事業特別会計につきましては1億6,587万2,000円の歳入に対しまして1億6,354万7,000円の歳出でございます。形式収支、実質収支ともに232万5,000円となっております、単年度収支につきましては3万4,000円でございます。

7番、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計につきましては、8,476万1,000円の歳入に対しまして8,379万6,000円の歳出でございます。形式収支につきましては96万5,000円、実質収支につきましては2,000円、単年度収支につきましては180万9,000円のマイナスとなっております。

8番、育英資金貸付費特別会計につきましては、歳入が1,355万5,000円でございます、歳出が1,220万7,000円、形式収支、実質収支ともに134万8,000円でございます、単年度収支につきましては77万4,000円でございます。

次に、9番、公共下水道事業特別会計につきましては、7億9,958万6,000円の歳入に対しまして7億9,281万5,000円の歳出でございます。形式収支が677万1,000円、実質収支が485万2,000円、単年度収支につきましては285万2,000円のマイナスとなっております。

次に、10番、農業集落排水事業特別会計につきましては、7,589万9,000円の歳入に対しまして7,499万6,000円の歳出でございます。形式収支、実質収支ともに90万3,000円でございます。単年度収支につきましては22万6,000円のマイナスとなっております。これら10会計の合計でございますけれども、歳入が105億1,576万2,000円、歳出が97億7,105万3,000円、形式収支が7億4,470万9,000円、実質収支が5億786万5,000円、単年度収支につきましては3億1,536万6,000円となったところでございます。

次に、上水道会計につきましてご説明を申し上げます。

別冊の上水道事業決算書をごらんいただきたいと思います。平成23年度鏡石町上水道事業決算書、こちらでございます。

こちらの1から3ページにつきましては総括事項でございますが、平成23年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要を取りまとめたものでございます。

決算概要についてご説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。

4ページにつきましては、平成23年度上水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、営業収益並びに営業外収益を合わせまして水道事業収益につきましては2億9,013万5,291円となりました。支出につきましては、営業費用並びに営業外費用を合わせました水道事業費用につきましては2億3,389万6,971円となりまして、当年度は差し引き5,623万8,320円の黒字決算となったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

6ページにつきましては資本的収入及び支出について記載したものでございます。収入につきましては、企業債と国庫補助金、一般会計補助金及び負担金を合わせました資本的収入につきましては5,510万8,000円となりました。予算額との比較では1億5,460万4,000円の減額となりますが、そのうち1億3,955万8,000円につきましては翌年度繰越財源となります。支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせました資本的支出につきましては1億7,221万2,175円となりました。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額1億1,710万4,175円につきましては、表下側の欄外にございますが、過年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補てんをしたところでございます。

以上、認定第2号 平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(渡辺定己君) 総務課長、小貫忠男君。

[総務課長 小貫忠男君 登壇]

○総務課長(小貫忠男君) 続きまして、報告第22号 平成23年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、平成19年度から報告することになりました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに資金不足比率につきまして、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見書を添えて報告するものであります。

別冊のほうに、平成23年度鏡石町財政健全化審査意見書が配付されておりますので、このページの2枚目の裏のページをごらんいただきたいと思います。

2枚目のほうに、中ほどになりますが、一覧表がございます。この一覧表の記載のとおり

でございますけれども、平成23年度の4指標のうち、①になりますが、実質赤字比率、それから②番の連結赤字比率につきましては、実質の赤字額がないため該当いたしませんでした。

次に、③番の実質公債費比率につきましては、平成23年度が18.5%と前年度比で1.1ポイントほど改善をされ、それからその下の④の将来負担比率につきましては、平成23年度が119.2%と前年度比41ポイントほど改善をしております。将来負担比率の改善の要因といたしましては、一部事務組合の算入方法が変わったことが大きな要因であります。

続きまして、資金不足比率につきましては、次の右上側の、3枚目のほうになります。こちらにつきましては、水道事業会計経営健全化審査意見書のとおりでございますけれども、平成23年度においては資金不足がないため該当いたしませんでした。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第22号 平成23年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） 大変申しわけないんですが、報告前にちょっとお時間をちょうだいします。

先ほど例月出納検査につきまして報告いたしました。報告数の中で一部印刷が欠落した部分がありますので、大変申しわけないんですが、補記願いたいと思います。

お手元の一番最後のページ、基金の残高の状況で、7月末現在のところをちょっとお開きいただきます。

下から7行目、東日本大震災復興交付基金、6月末が2,000万となっております。7月末が空欄になっておりますが、ここがちょっと欠落いたしましたので補記願います。まず7月の欄の支出額はゼロ、7月末残高が2,000万円、トータルは訂正ございません。大変申しわけございません。よろしく願います。

それでは、先般実施いたしました決算審査、財政健全化審査、水道事業会計経営健全化審査につきまして審査意見を申し上げます。

初めに、決算審査について意見を申し上げます。

平成23年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

#### (1) 平成23年度鏡石町一般会計歳入歳出決算



- (2) 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成23年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成23年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 平成23年度鏡石町決算附属書類
- (13) 平成23年度各基金の運用状況

## 2. 審査の期間

平成24年8月2日から平成24年8月7日まで。

ただし、上水道事業会計は平成24年5月25日に実施いたしました。

## 3. 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書（歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等）及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係諸帳簿・証書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか必要と認めるその他の審査手続を実施いたしました。

### 第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

### 第3 決算の概要

#### (1) 決算規模

一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算は次のとおりでございます。

計数は省略させていただきます。

#### (2) 決算収支

一般会計及び特別会計の総計決算における歳入歳出差引額（形式収支）は7億4,470万9,000円の黒字となっており、実質収支額が5億786万5,000円となっております。

この内訳は、一般会計3億3,995万2,000円、特別会計1億6,791万3,000円の剰余金となっており、特別会計の主なものは、国民健康保険特別会計の1億2,454万7,000円、介護保険特別会計の3,371万3,000円等であります。

上水道事業会計は、収益的収入及び支出においては5,623万8,000円の黒字となっております。

また、資本的収入及び支出においては1億1,710万4,000円の不足額が生じました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金6,274万3,000円、建設改良積立金5,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額436万1,000円で補てんをしております。

決算収支の推移は以下のとおりでございます。計数は省略させていただきます。

### （3）主要財政分析指標

普通会計の主要財務比率は下記のとおりでございます。計数は省略させていただきます。

なお、以下の比率につきましては、第5の審査意見の中でも触れさせていただきます。

## 第4 基金の運用状況

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの各基金の運用状況は次のとおりでございます。計数は省略させていただきます。

## 第5 審査意見

原文のまま読み上げさせていただきます。

初めに、平成23年度は前年度末に発生した東日本大震災の大混乱の中でスタートした。被害状況の把握が進むにつれ、公共施設を初め民間住宅等物的被害は驚愕の状況にあることが判明した。災害対策本部で試算した概算被害総額は47億円（23年7月19日現在）と想像を絶する巨額なものであった。インフラ関係施設の被害も大きく、深刻な状況に陥った。行政側としても、町民の最低限の生活を確保するため町内の関連事業者の協力のもと不眠不休の復旧対応に当たった。この対応の結果、町民の生活にわずかではあるが、落ち着きを取り戻すことができた。対応に当たられた関係者の皆様に深く感謝申し上げたい。

このような混乱の中、今般の地震を起因とした福島第一原子力発電所の事故が発生、放射線汚染という世界的にもまれな非常事態が加わった。当町はもとより、我が国にとっても歴史上類を見ない苦難の年度であったとみえる。国としても平成23年5月2日、被災者支援と震災からの復旧・復興のため既定経費の減額等を行うことを決定、復旧経費として4兆153億円の補正予算（第1条）を計上、成立させた。当町としてもこれを踏まえ、平成23年8月9日の臨時議会において、総額27億4,679万円の災害対策補正予算を成立させ、復旧の道筋

をつけた。

しかしながら、大規模被害、被害の場所の多さから、年度前半においては町民の生活を維持するインフラ関係の仮復旧工事に専念せざるを得ず、本格的な復旧工事は後半に至りようやく始められた。しかし、工事業者側にも限界があり、予定どおり進まないという実態であった。苦難を強いられる工事ではあるが、町民の生活が早期に元の姿に戻るよう、当局ほか関係者にスピード感のある工事の進捗を切望するものである。

このような状況で推移した平成23年度の決算結果は、これら震災及び原発事故の復旧関係費に多額を投入せざるを得ず、歳入額、歳出額とも過去最高の数字となった。以上の特殊な背景を踏まえた上、次のとおり決算の審査意見を申し述べたい。

1、震災発生に伴う財政状況。前述のとおり、震災発生に伴う復旧費等に多額の支出が膨らみ、歳入額、歳出額とも過去最高となった。これら歳入歳出の総体の財政状況を示した上で災害関係費の内容を検証したい。

決算規模について見てみる。まず、歳入額の検証をすると、一般会計、特別会計各会計間相互の繰入、繰出額を控除した、いわゆる純計額は98億9,889万9,000円、同様に歳出総額は91億5,419万円となり、いずれも前年度に比べ大幅に増加した。当該金額は当町始まって以来の最高額である。

増加内容について詳細を示すと、歳入については前年度比27億222万2,000円増加した（前年度比37.5%増）。増加要因は震災関係補助金等が中心であり、国・県その他義援金等の震災復興補助として28億1,941万5,000円（町債分4,080万円を除く）の交付が成されたものによる。具体的な補助額は、地方交付税を初めとした国庫支出金が21億1,091万9,000円、県支出金が6億1,858万3,000円、義援金等その他が8,991万3,000円となっています。

一方、歳出の一般会計及び特別会計の純計歳出総額は91億5,419万円であり、前年度に比べ21億7,354万8,000円の支出増となった（前年度比31.1%）。主な要因は震災復旧費等で、総額26億7,599万円もの負担を強いられたことになる。

この内容は、まず一般会計で支出した復旧関係費が23億264万4,000円、公共下水道の復旧費用が3億5,863万7,000円、農業集落排水の復旧費用が1,470万9,000円となっている。ただし、災害復旧費として支出されている中に、今後の復旧のため「がんばるぞ鏡石震災復興基金」等への基金積立金分3億3,882万7,000円が含まれている。当該分については、今後の復旧資金に充当される資金である（決算書上、一般会計で支出として計上されているが、実質的には基金として残っている）。

以上のとおり歳入歳出の大幅増加の要因は震災関連の一言に尽きる。最重要課題である復旧工事の進捗率は諸事情により低い状況にある。この結果、平成23年度事業として予算計上した工事が年度内に完了不可となり、全体で計18件、15億8,960万9,000円分の工事が翌年

度へ繰り越しを余儀なくされた。これらの状況を打破し、平成24年度内の早期完了を目指し、関係当局が懸命に努力していることを申し述べておきたい。なお、被害総額はその後の調査により詳細な数字が判明、平成24年3月31日現在、42億7,139万3,000円と当初予想額より減少した。

以上、災害復旧費関連に絞り当該財政概要を述べたが、本格的な復旧工事が今年度からとなることから、平成24年度はもちろんのこと、その後の復旧費用も多額となる見通しである。幸い、国側等の特別措置による補助があることから、財源の確保には懸念がないものとみられる。したがって、当町の財政構造への影響はある程度あるにせよ、財政悪化等を懸念する事態には至らないと判断する。

2、災害義援金について。今般の大災害に対し各方面から温かい義援金が寄せられ、本町にも多額の配分がなされ貴重な復興財源となった。支援くださった皆様に厚く御礼を申し上げます。

この義援金の内容については、次のとおりである。まず、本町に対し直接4,660万3,000円という多額のご支援をいただいた。この義援金については一般財源化し、復興財源として有効に使っていただいた。このほか、国義援金、県義援金のほか社会福祉協議会から計8億9,335万5,000円の義援金が配分となった。この義援金については、建物が被害に遭い、全壊、半壊と認定された方に対し、1,011件、7億4,501万円が助成金として補助された。被災者になりかわり感謝いたしたい。残金については、今もなお被災の申請を受け付けている段階であるため、今後被災と認定された方々への支援金に充当される予定である。

### 3、災害関係以外の通常財政状況。

(1) 歳入。まず、自主財源の根幹である町税の収納状況について検証する。町税については、東日本大震災の被災者に対する減免措置を実施したこともあり、前年度に比べ3,209万円の減収となった。被災者に対する減免額を具体的に示すと、①町民税減免額2,326万2,000円、②固定資産税減免額4,302万円、③国民健康保険税減免額6,076万2,000円、合計1億2,704万4,000円である。なお、税科目には含んでいないが、これら免除のほか後期高齢者医療保険料で1,044万1,000円の免除を行った。被災された町民の負担は大きなものがあり、減免措置はやむを得ないものと判断している。これらの減免分については国側から財政措置として基準に基づき計算された額が補てんされることになっている。

次に、課題とされてきている町税、国民健康保険税ともに滞納は依然として改善されていない（年度末現在、収入未済額は3億4,648万7,000円）。さらに、不納欠損額が町税で2,129万4,000円、国民健康保険税で1,972万1,000円の計4,101万5,000円の計上を余儀なくされた。災害関係費の今後の負担が未知数の現状、特に自主財源の増加は財政の健全化の見地から最重要なものである。引き続き収納率向上のため、当局のさらなる努力を改めて要望

する。その他の歳入については、震災関連を除き大きな変動はなかった。

(2) 歳出。災害関係費を除いた歳出内容について検証してみる。平成23年3月議会で予算の審議中に震災発生となり、非常事態の中での予算成立となった。予算成立後、日を迫うごとに被害状況が判明、この復旧のため予算内容も大幅に見直しせざるを得ず、削減、先送り等復旧事業を最優先しての執行となった。ただし、義務的経費である人件費、扶助費、公債費については削減することのできない経費であり、例年通りの支出となった。内容を検証すると、前年度に比べ人件費が3.9%、扶助費が7.3%の増加となった。内容を検証した結果、震災の発生に伴っての増加であり許容範囲内と判断した。公債費については償還が進んだこともあり2.1%減の14.5%となった。公債費については今後災害関係の起債も出ると見込まれるため、流動的ではあるが、引き続き健全財政に向け最小限の起債に抑えるなど慎重な対応を要望する。

4、財政指標について。財政指標は地方公共団体の財政運営状況を把握、健全の度合いを判断するための指標である。当町におけるこれらの指標を見ると、まず財政力を判断する財政力指標は0.556となり、前年度比、わずかではあるが、0.025のマイナスとなった。マイナスの要因は現在の厳しい経済情勢の中で税収が落ち込んだことにある。また、財政構造の弾力性を判断する経営収支比率は82.9%と、前年度比4%増加した。通常75%程度が妥当とみられていることからすると改善が課題である。ただし、今般の震災による財政面への影響が大きかっただけに、やむを得ないものと判断する。

#### 5、まとめ。

以上、平成23年度決算審査の概略について記述した。今までに経験したことのない大災害は町民の生活を一変させた。復興にかかる期間は、今後数年単位の長きにわたるものと推測される。官民一体となった復興努力を続け、第5次総合計画の基本理念である、「かわる、かがやく、“牧場の朝のまち” かがみいし」の実現に向け、着実に歩み続けることを願う。

続きまして、財政健全化比率につきまして意見を申し上げます。

平成23年度財政健全化審査意見書。

#### 1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

#### 2. 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

各健全化判断比率の計数は以下のとおりでございます。計数は省略させていただきます。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成23年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

②連結実質赤字比率について

平成23年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

③実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は18.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っております。

④将来負担比率について

平成23年度の将来負担比率は119.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っております。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はございません。

最後に、水道事業会計経営健全化審査につきまして意見を申し上げます。

平成23年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20.0%でございます。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成23年度は資金不足比率がないため、経営健全化基準に該当いたしません。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はございません。

各審査に対する意見は以上のとおりでございます。

○議長（渡辺定己君） これより決算に関する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） ただいま23年度にかかわる決算関係の説明をいただいたところでございます。23年度の町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書の4ページになりますが、第4で基金の運用状況ということで数字が記載されております。実はこの一番右の欄で、備考の欄で、24年5月31日ということで、ここに基金の残高ですか、これが全部記載されておまして、この数字を拝見してみますと、先ほどの月例出納検査報告をいただいて、これを見てみたら、5月末の残高と、片方は5月31日の残高なんでしょうけれども、片方は5月末の残高なんです、この数字が合わない、基金の残高が数字がちょっと合っていないというように思われるんですが、その内容はどのようなことなのかお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

○監査委員（根本次男君） すみません、基金だけでお話……。

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時41分

開議 午前11時45分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

○監査委員（根本次男君） 9番議員のご質問に対してご説明いたします。

実は、ちょっと基金のほう複雑になっておまして、決算書のまず6ページの基金の欄と審査意見書の中の4ページ、これ実はですね3月、出納の期間というのは5月まで前月分やっています。それで、4月以降に入った金利、利子ですね、これについては23年度分に含めておりません。実際には5月31日現在では、この決算書の備考の5月31日の中には、その利子の分が含まれていない数字になっています。例月出納検査のほうは、あくまでもその時点の数字で監査をいたしますので、この数字とはちょっとぶつかってこないという結果になります。片方は利子が入っていない、片方は利子が入ってきている、そういうことになります。4月分以降に入った、いわゆる銀行の基金の利子ですけれども、そういうふうな区分での決算計上していますので、そこで違ってきます。ですから、各基金とも何千円とか何万とか微妙に違ってくると思いますので、ご了解願いたいと思います。あくまでも、休憩中言いましたが、例月出納検査につきましてはその時点の残高を確認してやっているということで、よろしいでしょうか。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまの数字の差額は、今、監査委員の根本さんのほうからお話がありましたから十分理解できました。ただ、5月末日の残高の数字がそういう理由で片方は少なく、片方は多いということはありませんかと思うんです。片方は利子を入れました、片方は利子が入っていませんということで、5月31日末現在の数字が二本立てで歩いていたんでは、こういう報告ではちょっと、説明に利子が入っていませんなんていうことではいけないと思うんです。これは行政上の基準なんかがあって、こちらは利子を入れなさい、こちらは利子を外しなさいというふうなことで記載する基準があったとしても、やはり我々見る側としますと、5月末日の残高は同じ数字でないと変だと私は思うんです。執行はどのように考えておられるのかわかりませんが、これはやはり同一の数字で、そして同じ町の財政の中ですから一本化すべきであろうというふうに思いますが、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君の再質問の執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

決算書上と監査の資料との中での同じ5月末日での数字が合わない関係で、先ほど監査委員さんのほうからその内容についてご説明をさせていただきました。基金につきましては、上水道事業等の会計と同じように出納閉鎖期間がございませんので、4月1日になった時点で次の年度の中での管理をしていくという形になりますから、そのあとに基金のほうに5月末日までの間に利息などが入れれば、監査の時点ではそれらをプラスした数字を記載している。ただ、決算書は3月末時点で基金の整理をした関係上、それらがプラスされていないので差額が生じているという状況がありまして、ただ記載上5月末というような表示でしてありますと会計上の問題はございますが表現上誤解を招くおそれもございまして、内容の理解もできない部分もございまして、今後その表現の仕方についてちょっと研究してまいりたいというふうに思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

9番議員の再々質問の発言を許します。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまの答弁だと末と、出納閉鎖のことがあるからとかと、いろいろ内容はあると思うんです、しかし5月末日の基金の残高というのは、どちらか一本でなくちゃなんないはずなんですよ、どっちにしたって。質問がきょう初めてあったから、これは利子が入っていませんからこの数字ですというふうな説明があったから、私はきっと議員も皆さん、初めてきょうわかったんじゃないかと思うんです、執行はわかっていたんだかもしないけれども。そういうふうなことはあり得ないと思うんです。町が公表する基金の残高はこ



れですよというふうな数字を出したらば、当然のことながら右の表も左の表も同じ数字が入らないと、我々としてはどっちの数字を基本にしてやっていったらいいのかわかんないんだから、これは事務執行上は、私は当然改めるべきだと思うんですが、何か今の答弁だと改めるということだけでなく、これからそれに向けて対応していきますとか何とかというふうなうやむやなことなんです、その辺はどうなんですか。やはり今後もこのようなことが順次数字的には起きるのかどうか、改めて確認いたします。

○議長（渡辺定己君） 9番議員の再々質問の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、基金の管理につきましては3月31日という基準日がありまして、それ以降と以前ということがございまして、特に、私も財政担当なり出納室長やっていた中で、一つは例えば財政調整基金、お金をいろいろ繰り入れしますと3月31日で返せない場合があるんです、資金がなくて。すると4月にそのお金を返すということになると、3月31日の、いわゆる最終的な基金として残る部分の数字と、実際は繰入金、4月にお金を返すという、いろいろございまして、そんなことでこの3月31日とか5月31日いろいろはございます。そういう中で、いずれにしましても、いわゆる備考欄、いずれも決算書の備考、こちらの、いわゆる監査の意見書についても備考ということで欄に記載されておりますので、この備考欄について、今後わかりやすい方法で記載をしたいということでご了承をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

認定第2号の件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにししたいと思います、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決算審査特別委員会を設置しこれに付託することに決しました。

なお、報告第22号については報告までといたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって議長において指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員の選任については議長において指名することに決しました。

平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、円谷寛君、2番、古川文雄君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君、5番、小林政次君、6番、畑幸一君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、10番、仲沼義春君の9名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長選任のため、休議いたします。

休議 午前 11時58分

開議 午後 零時04分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

平成23年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に4番、長田守弘君、同副委員長に2番、古川文雄君が選任されました。

ここで昼食の時間ですので、昼食のため午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時05分

開議 午後 1時01分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第79号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第79号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第79号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、今泉保行君。

[参事兼税務町民課長 今泉保行君 登壇]

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第79号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例制定は、東日本大震災からの復旧・復興を図るために制定された東日本大震災復興特別区域法並びに福島復興再生特別措置法に定められた復興産業区域を設定し、製

造業等の新增設を促進し、被災者等の雇用の場を創出すべく税制の優遇措置を実施するものであります。福島県は県と59市町村が共同で申請し、県内59市町村の工業団地や工業専用地域等を復興産業集積区域に設定し4月20日に認定されたところであります。

4ページをお開きください。

鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例。

第1条は条例の趣旨を規定するものであり、この条例は地方税法第6条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法第4条第9項（福島復興再生特別措置法第51条、または52条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）。この規定につきましては復興推進計画についての規定であります。内閣総理大臣の認定及び変更の認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域にかかわる固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものと規定するものであります。

第2条は課税免除内容についての規定であり、復興産業集積区域において当該復興産業集積区域に係る認定の日から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1号に規定する対象施設等を新設し、または増設した者を対象とするものであります。具体的には福島復興再生特別措置法の読み替えを含め、法第2条第3項第2号のイ、または同号のロに掲げる事業を実施する個人事業者または法人等で、法第37条1項もしくは法第39条1項に規定する指定された事業者であります。また、法第40条第1項、こちらも読み替え規定がありますが、に規定する指定法人に該当するものでありまして、認定の日から平成28年3月31日までの間に当該指定事業者または当該指定法人の指定を受けた者に限るとし、その指定を受けた者に対して当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地、ただし認定の日以降の取得に限るということであります。に対して課する固定資産税は当該固定資産税が課されることとなった年度から5カ年分のものに限り課税を免除するものとする規定するものであります。

第3条につきましては条例の適用についての規定であり、本条例の課税免除または鏡石町税特別措置条例第3条の集積区域における課税免除の規定による固定資産税の課税免除については、納税義務者の選択により、いずれか一つの規定を適応するものとしてあります。

第4条は課税免除の申請についての規定でありまして、固定資産税の課税免除を受けようとする納税義務者は、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日までに規則で定める様式により課税免除申請書を町長に提出するものとしてあります。

続いて次ページであります。第5条は規則への委任を規定するものであります。この条例に定めるもののほか必要な事項は規則で定めるとするものであります。

附則としまして、第1項では、施行期日について公布の日から施行するものとし、第2項

では、経過措置として、この条例の規定は認定の日以降、この条例の施行の日の前日までの間に当該認定に係る復興産業集積区域内において対象施設等を新設し、または増設したものについても遡及適用するとするものであります。

以上、議案第79号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第79号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第80号 鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第80号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第80号 鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの基金条例の制定は、平成24年度から26年度までの3年間である第5期介護保険事業計画期間における介護保険料率の急激な上昇を抑制するため、介護保険法附則第10条第2項の制定により平成24年度に限りまして福島県が保有いたします財政安定化基金の一部

を取り崩しまして、これを財源とする介護保険財政安定化基金特例交付金が創設されたことから、当該交付金を運用するために制定するものでございます。

7ページをお願いいたします。

鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例でございますが、第1条は設置の目的でございます。平成24年度からスタートいたします第5期介護保険事業計画期間におけます介護保険料の急激な上昇を抑制するために、鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基金を設置するものでございます。

第2条は基金の額であります。福島県から鏡石町が交付を受けます福島県介護保険財政安定化基金特例交付金の額とするものでございまして、現時点での交付予定額でございますが、3年間で242万9,000円となっております。

第3条の管理、第4条の繰りかえ運用、第5条の運用益の処理の各条項につきましては、基金条例におけます定型的条項でございます。

第6条は処分に関する条項でございます。

第1号では、第1号被保険者の介護保険料につきまして、平成24年度から26年度までの3年間である第5期介護保険事業計画期間におけます介護保険料率の急激な上昇を抑制するための財源に充てる場合と規定しておりまして、各年度におけます処理額を定めてございます。

第2号では、特例基金の管理及び運用から生じた収益につきましては、介護保険給付費用額のうち、第1号被保険者保険料で充当する部分に当てる場合と規定するものでございます。

第7条は、必要な事項は町長が別に定めるとする委任事項でございます。

附則といたしまして、第1条で施行期日は公布の日からとしまして、また第2条で、本制度が平成26年度までの時限立法でございますことから、この条例は平成27年3月31日限り、その効力を失い、基金に残額があるときは福島県に返納すると規定するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号 鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基

金条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第81号及び議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第81号 鏡石町租税特別措置条例の一部を改正する条例の制定及び日程第10、議案第82号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第81号及び日程第10、議案第82号の2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） ただいま一括上程されました議案第81号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第82号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第81号 鏡石町租税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、議案第79号で提案いたしました鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例との整合性をとるため、文言の整理をするための改正であります。

改正内容につきましては第1条であります。第1条は趣旨でありますけれども、第1条中、「この条例は、」を削り、「基づき、」を「基づく」に、「関して必要な事項を定めるものとする。」を「関しては、他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる」に改めるものであります。改正後の第1条は、地方税法（昭和25年法律第226号第6条）の規定に基づく町税の課税免除に関しては、他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによるとなります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとなります。

続きまして、9ページであります。

議案第82号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、現在、本町では中学生までのこども医療費の窓口負担の無料化を実施しておりますが、福島県では18歳以下の子供の医療費無料化を10月から実施することから、本町においても年齢の拡大をすべく改正するものであります。

改正条例につきましては第5条であります。第5条中、療養の給付に関し一部負担金を支払うことを要しない年齢について、「15歳」を「18歳」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は平成24年10月1日から施行する。

経過措置としまして、第2項で、この条例の施行日前に療養の給付を受けた被保険者にかかわる一部負担金については、なお従前の例によるものであります。

なお、国民健康保険以外の社会保険加入者につきましては、鏡石町こども医療費助成に関する規則での一部を改正しまして年齢の拡大を実施する予定であります。

以上、一括上程されました議案第81号並びに議案第82号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第81号 鏡石町租税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第83号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで当事者であります根本監査委員の退席を求めます。

〔監査委員 根本次男君 退場〕

○議長（渡辺定己君） 局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第83号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第83号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

現監査委員であります根本次男氏が今月30日をもって任期満了となりますので再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によって議会の同意をいただきたく提案するものがあります。

根本氏は平成20年10月から1期4年間、監査委員としてお務めいただいております、温厚で人柄もよく、監査委員として最適任者と思われまますので議会の皆様の同意をお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については再任でありますので、意見及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第83号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに



同意することに決しました。

ここで当事者の入席を求めます。

[監査委員 根本次男君 入場]

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午後 1時23分

開議 午後 1時24分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第84号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第84号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第84号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

現委員であります常松ゆかり氏が今年30日をもって任期満了になりますので再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をいただきたく提案するものであります。

常松氏は、平成20年10月から1期4年間教育委員としてお務めいただいております、温厚で人柄もよく、教育委員として適任であります。また、現委員であります吉田栄新氏が今年30日をもって任期満了となりますので、その後任といたしまして、鏡石町大池43番地在住の塩田重男氏を教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をいただきたく提案するものであります。

塩田氏は大学卒業後、本県の教員となり、昭和46年には鏡石中学校に赴任され、優れた指導力と温厚な人柄から生徒や保護者からも厚い信頼を受けておりました。平成11年から鏡石中学校校長として5年間勤務され、校長退職後は町立図書館長、町教育指導主事など本町の教育行政発展にご貢献いただき、温厚実直であり、教育委員として最適任者と思われまので、議会の皆様の同意をお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については質疑を省略し、意見を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ただいま上程されました議案第84号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての賛成意見を申し上げます。

ただいま上程されました議案第84号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて賛成の意見を申し上げます。

塩田重男氏は、昭和42年大学を卒業後本県の教員となり、昭和46年には本町の中学校に勤務され、優れた指導力と温厚な人柄から生徒とその保護者から厚い信頼が寄せられておりました。当時の教え子は現在、本町の各分野でリーダーとして活躍されております。

昭和63年には須賀川市教育委員会学校教育課指導主事も経験され、平成11年から5年間鏡石中学校校長を務められております。

校長退職後は町立図書館長として、また教育指導主事として本町の社会教育と学校教育の発展にも寄与されるなど、温厚実直にして地域の人望も厚く、教育委員として最も適任であると思います。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いし賛成意見とするものであります。

○議長（渡辺定己君） これをもって意見を終了いたします。

これより議案第84号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、議案第84号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時30分

開議 午後 1時31分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第85号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで関係者の退席を求めます。

1 番、円谷寛君、8 番、大河原正雄君。

〔1 番 円谷 寛君 退場〕

〔8 番 大河原正雄君 退場〕

○議長（渡辺定己君） 局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第85号 特別功労表彰につき同意を求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの特別功労表彰につきましては、本町が昭和37年8月1日に町制を施行してことしで50周年を迎えました。このため10月17日に町制施行50周年記念式典を執り行うこととしております。つきましては、この席上で鏡石町表彰条例に基づき表彰を予定しておりますので、表彰条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回の特別功労表彰条例該当者は9名となっております。該当号、氏名、生年月日、住所。

第1号、木賊政雄氏、昭和21年10月18日、鏡石町中町562番地。該当号第1号は町長の職にあつて12年以上在職した者に該当するものであります。

第2号、円谷寛氏、昭和18年3月25日、鏡石町豊郷中661番地。第2号は町議会議員の職にあつて16年以上在職した者に該当するものであります。

続きまして第6号、熊谷瀧司氏、昭和6年2月20日、鏡石町笠石148番地。同じく第6号、大河原正雄氏、昭和24年3月25日、鏡石町中町382番地。同じく第6号、小林勇雄氏、昭和26年11月27日、鏡石町本町324番地。第6号は消防団員であつて30年以上在職した者に該当するものであります。

続きまして第7号、小野節氏、昭和10年3月3日、鏡石町中町228番地。同じく第7号、滝口芳信氏、昭和3年5月8日、鏡石町新町315番地。同じく第7号、村越文雄氏、昭和4年6月27日、鏡石町成田199番地。同じく第7号、根本長治氏、昭和10年10月27日、鏡石町成田324番地。該当号第7号は1号から第6号以外の他の功績で顕著な者とありまして、このほかに表彰審査基準並びに表彰基準目安が定められております。この中で小野節氏につきましては、学校医30年以上に該当するものであります。さらに、滝口芳信氏、村越文雄氏、根本長治氏につきましては、統計調査員75歳以上で45年以上従事に該当する者であります。

以上9名の表彰条例該当者についてご説明をさせていただきました。

以上提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第85号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで当事者の入席を求めます。

〔1番 円谷 寛君 入場〕

〔8番 大河原正雄君 入場〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休憩 午後 1時37分

開議 午後 1時38分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時38分

第 2 号

平成24年第5回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年9月5日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
8番	大河原 正雄 君	9番	今泉 文克 君
10番	仲沼 義春 君	11番	木原 秀男 君
12番	渡辺 定己 君		

欠席議員(1名)

7番 井土川 好高 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作 君	副 町 長	助川 浩一 君
総務課長	小貫 忠男 君	参事兼 税務町民課長	今泉 保行 君
健康福祉課長	小貫 秀明 君	産業課長	柳沼 英夫 君
都市建設課長	関根 邦夫 君	上下水道課長	圓谷 信行 君
教 育 長	高原 孝一郎 君	参事兼 教育課長	木賊 正男 君
会計管理者 兼 室長	高原 芳昭 君	原子力災害 対策室長心得	吉田 竹雄 君
農業委員会 事務局局長	関根 学 君	教育委員会 教 委 員 会 長	吉田 栄新 君
選挙管理 委員会委員	西牧 英二 君	農業委 員 会 長	菊地 栄助 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長  
議 局

吉 田 賢 司

嘱 託 職 員

大 河 原 久 美 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け者は、7番、井土川好高君の1名です。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 小 林 政 次 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、5番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 皆さん、おはようございます。

一般質問のトップバッターを務めさせていただきます、5番、小林政次でございます。

今年度2回目の質問をさせていただきます。

さて、平成24年度も早くも5カ月が経過し、6カ月目に入りました。平成23年3月11日の大震災による被害は甚大なものであり、1年6カ月が過ぎました今日でも復旧されていない農地や道路、公共施設等が町のあちらこちらに見られます。しかし、6月ごろから町の随所で工事が始まりつつあり、町民の皆様もほっと一安心していることと思われま

す。平成23年度からの災害復旧事業の繰越明許費は、きのうの監査委員の報告によりますと全体で18件、約15億円余と今までになく大規模なものであります。さらには、新規事業もあり、これらの事業を早急に施工することが早期復旧につながりますので、職員の皆様のご努力を切にお願いするものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

1番、東日本大震災にかかわる繰越明許費の災害復旧事業の進捗状況について。

(1) 8月末の全体の着工割合（件数、事業費）は幾らかについてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。



○総務課長（小貫忠男君） おはようございます。

それでは、5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

（1）番の8月末の全体の着工割合は幾らかについてでございます。

件数は79件のうち75件で95%、さらに事業費ベースでは12億7,037万円のうち、12億2,133万円で96%の着工割合となっております。

○議長（渡辺定己君） 小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、平成23年度の災害復旧事業においては、諸事情により工事が年度内完了不可となり、早期の復旧を心待ちにしていた町民に大きな負担を強いてきました。今年度はそのようなことがないように、4月当初より繰越明許にかかわる事業については、万全の体制で臨んでいると思われまます。

そこでお尋ねいたします。（2）工事については、工程表のとおり順調に施工され、遅延等はないのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

復旧工事につきましては、各工事、事業ごとに施工管理がなされているところであり、施工に遅延が生じないように管理をしまいたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、工事については請け負う業者が手いっぱい、工事が予定どおり進まないともお聞きいたしますが、町民の希望に対し精いっぱいの努力をすることが町の務めと思われまます。そのためにも業者への指導、監督を適正に行い、早期竣工を目指すべきと思われまます。お尋ねいたします。

（3）町は、業者への指導、監督義務がありますが、工期についてはどのような指導をしているのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ご質問にご答弁を申し上げます。

施工業者への指導、監督についてであります。担当課では毎月1回の各事業者からの工事ヒアリングを実施しながら、工程の管理や問題点の把握に努めながら指導、監督に当たっているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番(小林政次君) 次に、継続事業を除いて繰越明許はやむを得ない特別な場合のみでありますので、年度内竣工が当然であります、(4)現在の進捗状況から考えると、全災害復旧事業は平成24年度内に竣工できるのか、お尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(小貫忠男君) ただいまの質問にご答弁を申し上げます。

全災害復旧事業が平成24年度以内に竣工できるのかということでございますけれども、繰り越し事業につきましては、できる限りの努力を重ねまして年度内に完了ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長(渡辺定己君) 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番(小林政次君) この件につきましては、皆さんが非常に身近なことなので、町民も強く早期復旧を望んでいます。そういうことから、進捗状況につきましては今後も継続して質問させていただきます。

これからの工事に当たっては、天候も安定している時期ですので、契約書を遵守し、町民が安心して道路等を通行できるよう工期限内に完了するよう、ご努力をお願いいたします。また、来年度への再繰り越し、事故繰越等が絶対起きないように残りが半年もありますので、今から強く要望するものであります。

次に、鏡石町の将来を背負う年代は、現在の中学生以上の若い世代と思われませんが、新聞等発表によりますと、福島県の学力は昨年よりも上がってはいるものの、全国と比べて下位にあるとの報道でした。そこで、鏡石中学校生徒の現状についてお尋ねいたします。

2番、中学校生徒の学力について。

(1)中学生の学力は、全国及び県内の学校に比較してどのくらいの位置にあるのかお尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) おはようございます。

5番議員の2の(1)のご質問にご答弁申し上げます。

ことし4月に実施されました全国学力学習状況調査によりますと、調査は中学校の3年生が対象ですが、国語、数学、理科の正答率ですべての教科において全国平均及び県平均を下回った結果となりました。県の順位なんですが、3教科の平均正答率順位で全国22番目でございます。

なお、学校の順位等については公表されておりませんので、中学校の順位については把握しておりません。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、心身ともに将来性のある中学生の育成が大切と思われま。しかし、最近の鏡石中学校の高校入学の傾向を見ますと、近隣のレベルの高い高校への入学率が非常に低いと言われております。そこでお尋ねいたします。

（2）学力等向上のため、教育委員会はどのような施策を講じているのか。また、その成果はあらわれているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

高原教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

教育委員会といたしましては、教職員を中心に設置している基礎学力向上推進会議の中で、学習意欲を高めるための授業の工夫と学力向上を図る教育活動の充実を研究主題とし、生徒の学力向上に関する問題把握と学習指導のあり方を研究、協議してございます。

具体的には、基礎学力向上授業研究会あるいは天栄村と共同で立ち上げております、学校教育指導員研修会、さらには学校として基礎、基本の徹底をねらいとした学習コンテストの実施などにより、子供たちの学力向上に努めているところでございます。また、中学校の過去の取り組み状況から、一人一人が自己実現に向けて積極的に課題学習、課題追求への取り組み、家庭学習の習慣化も身につくにつれ、望ましい学びの姿勢や学びの習慣が確立されてきているものととらえているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今、研究会とか指導員研修会、コンテスト、もろもろの施策を講じているということですが、実際にはなかなか学力が向上しないというのが現実であると思われま。そういうことで、今後も引き続きましてより学力が向上するような施策を講じていただきたいと思っております。

次に、鏡石町第5次総合計画の基本計画に温かみのある福祉の町づくりの項目がありますが、昨年9月に質問をしまして、体の不自由な方や高齢者、単身世帯等弱い立場にある人への福祉の充実についての継続質問でございます。

3番、福祉の充実について。

(1) 福祉を充実するため、「特に、体の不自由な方のコミュニケーションの場としての福祉バージョンの集い等の創設は考えていないか」についての検討結果はどのようになっているかについてでございますが、昨年9月の答弁では、これからの社会生活の中で、体の不自由な方、あるいは高齢者等の社会的弱者と言われる方々が、住みなれた地域で暮らし続けるためには、地域全体で支え合い、自立を支援することが重要であると考えております。交流ふれあいの場の拡大も重要な施策でありまして、高齢者福祉計画や障害者計画にもそれらの記述もありますので、ご意見を参考といたしながら、地域協働の中でその施策を検討してまいりたいと考えております、とのことでありましたが、その検討結果はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） おはようございます。

ただいまの5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町におきましては、第5次総合計画に基づき平成24年3月に鏡石町障害者計画、鏡石町障害福祉計画を策定いたしまして、障害者施策の基本方針を定めたところでございますが、同計画におきまして障害者のコミュニケーションの場の確立を図ることとなっております。現在、ご質問の検討結果ということでございますけれども、就学前の児童とその保護者を対象としまして、町の保健センターにおきまして集いの広場を開催しているところでございます。この事業を障害者向けとして別に開催できないかということでございまして、それを現在検討しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 先ほども申し上げましたけれども、昨年の9月ですので1年過ぎているわけでございます。それで、前もそういうことで集いの広場を実施しておりますので、その障害者バージョンとしてのそういうものできないかということで、検討したいということでありました。それで、1年たっていますので同じ答弁ではちょっとまずいと思いますので、もう少し具体的にどのように考えているかお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど申し上げました集いの広場が月、水、金曜日に実施しております。具体的に言いますと、そのあいている曜日でございますが、火曜日と木曜日になるわけでございますけれども

も、それを障害者の交流スペースとして開放できないかということで検討しておりまして、ただ、中身といたしましては、基本的には自由に交流していただく場ということで開放を検討してございますけれども、必要に応じましては障害者に対する相談員等も配置していく方向で現在のところ検討しているということでございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今の答弁では、火曜日、木曜日の週2回ということでございますが、障害者関係は、それほど人数はいないので、もう少し回数は減らしてもいいんですけども、実現に向けて早急をお願いしたいと思います。

次に、体の不自由な方に対する現在の福祉政策は、在宅福祉を重点に推進していますが、養護学校等に入った児童に対するケアは十分とは言えず、養護学校等を卒業してからの進路、施設へ入所、施設へ通所あるいは在宅介護等の選択に両親は非常に苦慮をしている現状であります。このことから、養護学校等と行政の連携が大切と思われませんが、（2）行政と養護学校等が密接に連携し、児童等がよりよい社会生活を送れるよう、より親身なケアをすべきと思うが、町はどのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町といたしましても、障害児の生活を支援していく上で、養護学校との連携につきましては、今後ますます重要になるものと考えております。現在、須賀川市、天栄村と共同で設置しております須賀川地方自立支援協議会においては、養護学校もその構成員となっており、主に就労支援や生活支援につきまして連携をとっているところでございます。今後は、この連携を継続していくことに加えまして、一般学校や医療機関なども含めまして、障害を持つお子様方への支援を強化していくということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、健康福祉課と教育委員会が作成した「鏡石町 相談支援ファイル」がありますが、とても素晴らしいものと思います。そこで、活用方法についての質問でございますが、（3）「鏡石町 相談支援ファイル」の活用として、現在は、町内を中心に活用していると思われませんが、手帳等交付時に必ず作成し、町内以外でも活用することにより、永続的なケアができないものかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

相談支援ファイルは、障害がある方、またはその家族に対しまして、乳幼児期から生涯にわたり適切な支援を実施していくため、支援機関などにおける基本的な情報の受け渡しと共有化を行うことを目的としております。そのため、配布につきましては、基本的には障害児を対象としておりまして、保育所、幼稚園、学校等本人が所属している機関で配布しているのが実態だということをございまして、すべての手帳保持者につきましては配布することは現在のところ行っておりません。現状としましては配布していないということをご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 今の答弁でございますと、小さい幼児等が対象だということでございますが、私も以前自分で担当しておりました。それで、そのときに感じたのは、小さいとき、生まれたときからは行政が面倒を見ております。しかし、小学校、養護学校等に入ると行政から学校のほうに行きまして、その辺の連携がちょっと密にとれていないということで、そのとき私も考えておりましたけれども、生まれてから亡くなるまでというのはちょっとおかしいんですけれども、一生涯そうゆうケアができるようなシステムが欲しいなと思っておりました。そういうことで、今回の相談支援ファイルができましたので、それらを利用して一生涯のケアができないかと思っております。そういうことで、その点についてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいまのご質問にご答弁申し上げますが、本日、現物というか相談支援ファイルをお持ちしましたけれども、このようなスタイルでファイルをとじこめて、ケースごとにとということで実態をこちらに記録しまして各施設、その支援を必要とする方の状況の変化によって、それぞれ、例えばその方が幼稚園に入園したと、その次に小学校、中学校、あと就労に当たってということで、各機関に、これは保護者の同意も必要としまして、副本としてそれぞれの機関でもって情報を共有していこうということでございますので、先ほど5番議員さんからご指摘がありました生涯を通じてということであれば、このファイルにつきましても現状の利用の延長線に、生涯にわたってということであれば利用は可能ではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） それでは、ただいまの答弁のとおり今後も弱い人の立場に立ち、本人や保護者に対しまして積極的な施策を実施していただきますようお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 菊 地 洋 君

○議長（渡辺定己君） 次に、3番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

3番、菊地洋君。

[3番 菊地 洋君 登壇]

○3番（菊地 洋君） 3番、菊地洋でございます。

私自身、4回目の一般質問の場となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4年に1度のオリンピック夏季大会も17日間の開催期間をすべて終了し、日本の暑い夏に拍車をかけるほどの熱戦が繰り広げられました。特に団体競技においては実力以上の好成績をおさめ、日本の被災地に勇気と感動を与えてくれる感動的な場面を幾つも見せてくれました。ワールドカップ優勝の後、オリンピックも優勝と期待をされたなでしこのサッカーは、プレッシャーの中見事に決勝まで進出し銀メダルを獲得した、大変すばらしいものであったと思います。大和なでしこ、きずなを厳守してくれ、すばらしく感動的な歴史に残るような試合で、総合的に今回のオリンピックはチーム力と女子力の強さを感じたオリンピックだったと思います。

さて、私ども議会は7月の4、5、6の3日間、沖縄3町西原町、南風原町、北谷町を視察研修してまいりました。かねてから交流の深かった北谷町には、東日本大震災の義援金の御礼やベイエリア開発の研修を受け、米軍基地が約50%という環境の中、土地活用の上手さを勉強させていただいた思いがいたしました。また、南風原町では総合保健福祉センターちむぐくる館は大変参考になった建物でありました。保健福祉防災センターを兼ね備えた、乳児からお年寄りまですべての町民の健康づくりの拠点として、健康相談、健康教室、健康診断などの保健活動を総合的に実施できるすばらしい施設であり、数々の事業内容の説明を受けてまいりました。

我が町の青少年ホーム、老人ホーム、公民館等の老朽化及び関係課同士の横のつながりや、昨年発生した震災等の防災面や放射能への対応、その他総合的な健診や、相談窓口、町民の福祉行政を考えると、改築及び建設の必要性を思うわけであります。

そこでお尋ねをいたします。町執行の考えとして、仮称であります総合福祉センターの

建設について、実施計画はあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいまの（仮称）総合保健福祉センターの建設の計画のことがあるのかということでございますけれども、これにつきましては、今回議員の皆様も沖縄を見て来られたと、そういうことを今議員さんのほうから南風原町の総合保健防災センターを見られたと、よい感じを持たれたということでありまして。そういうことで、私もこの総合保健福祉センターの必要性、これにつきましては、健康福祉課長として勤めていたときでありますけれども、これについては強く私自身も感じていたところであります。

町の保健センターといえば、旧診療所跡の鏡石保健センター、さらには成田保健センターがございますけれども、実態としてその保健センターの機能を果たしていないと私は思っております。そのかわりとして勤労青少年ホームがいわゆる保健福祉センター的な機能を逆に果たしているというような、そういう状況であります。そういう中で、その総合保健福祉センターの必要性については、例えば1つには、現在総合健診が各集会所等で行われておりますけれども、これは健診する側もさらに受ける側も大変不便な状況で行われているということからも必要性を感じているということでありまして。2つ目は、今回の大震災におきまして、特に病弱な避難者が、いわゆる健常者と同じ避難所で避難しなければならないという、そういったことから必要だと、これは防災上も大変必要な施設であるというふうに私は思っております。さらに3つ目としては、いわゆる町内の福祉関係等の機関等が連携がとれるその体制、こういったものも含めると、総合保健福祉センター、こういったものが必要であると、私は強く感じているところでありますので、そういうことで、これから今、災害復旧にはいろいろしてございますけれども、これらとも並行しながらこれについては考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） この件については、第5次総合計画の中でも、建物について云々ということば述べておりませんが、必要なような雰囲気的项目はあったかと思っております。ということで、ぜひとも、今回の震災を通して防災面等々を考えると、ぜひ必要な、箱物建設はどうかという部分はあるかもしれませんが、町全体の防災、健康福祉、それから健康相談等々という考え方からすると、ぜひ必要な建物ではないかなと考えておりますので、今後ともどうぞ前向きに検討していただいて、ぜひ建てていただければと考えておりますので、よろし



くお願い申し上げます。

それでは、続きまして建設にはそれなりの費用が必要になってくると思います。町は関連の基金として積み立てがあるのかどうかをお尋ねいたします。

よろしくお願いいいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

その関連する基金ということでございますが、中身といたしましては、福祉基金がございます。その積み立てにつきましての考え方を答弁申し上げたいと思うんですけれども、まずは、基本的な考え方といたしましては、その市町村が保有する基金の考え方を説明したいと思います。

特定の目的のために現金、土地、物品などを財産維持、運用のために条例または法律によって設置されるものでございます。家計で申し上げれば、貯金に当たるということでございます。また、基金には、活用方法によって2種類に分類されるということでございまして、1つ目は果実運用型基金といたしまして、運用益に当たる利息、利子、これを果実といいますけれども、事業などに活用することを予定されている基金だということでございます。2つ目には、取り崩し型基金といたしまして、設置目的のために取り崩して活用することが予定されている基金。この2種類がございます。

そのうち、今回活用可能な基金といたしましての福祉基金なんですけれども、これは果実運用型基金ということで分類されておまして、これが平成3年の9月に基金を設置してございます。それぞれ各年度、平成3年度から平成6年度にわたりまして積み立てをいたしまして、現在のところ基金の積み立て額につきましては1億7,300万円ほどございます。これを、先ほど申し上げたとおり、果実型ということで、運用益で事業活用するというところでございまして、これを金融機関に積み立ていたしまして、毎年度その積み立て利子を目的であります高齢者等の保健福祉の増進に関する事業の財源に、現在のところ充てているということでございまして、参考までに平成23年度の基金積み立ての利子の額につきましては、13万8,400円ということで、現在の金融状況によりまして、大変利率が低いわけでございますので、このような中身として現状としては13万8,400円のもので、その基金の目的であります事業に充てているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 運用型の基金ということで答弁をいただきました。例えば、今後この

建物を建てるという方向性になったときに、この対応についてはどういうふうを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、この福祉基金につきましては、私がちょうど財政担当をやっている時代の基金でありまして、その当時は利子も高かったという中で、地方交付税の中で算入されて積み立てしていったものであります。そういう中で、その当時は利子、いわゆる果実運用ということでございますけれども、先ほど担当課長から申し上げましたように、現在の利率は相当低いと。年間13万、14万円という状況でございます。そういう中からしますと、これをよりよい活用方法を、果実運用型じゃなくてこれを直接、先ほど（1）でご質問されましたけれども、そういったものに活用することもこれからは大事だというふうに私は考えております。そういう中で、並行してこういったものにつきまして、基金のあり方についても、先ほどの（1）番についても並行して検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 今回の課長の答弁ですと運用型ということで、町長の答弁ですとどちらにもというふうな、こういうふうな回答にとっていいのかなというふうに思うんですが、ぜひ、これについては前向きに検討していただいて、建設の時期により建設費用等々は異なってくると思います。積み立ての額をしっかりと設定をしていただいて、元金をつくることがまずは大切ではないかなというふうに思いますが、この辺についてはいかがでございましょうか。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） この福祉関係の基金については、この福祉基金のほかに、これは果実運用型ですが、もう1つ社会福祉整備基金という基金もございます。そういったことから、これら等も含めてこの近い将来に備えて基金等についても積み立てながら、財政があまり大きな負担にならない、そういった中でこれから検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 今回の震災により、福島第一原子力発電所の事故による放射能問題で、発がん性が心配されておりますが、町の健康診断等々を集中的に、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、1カ所で受診できるようになれば一番いいのではないかなというふ

うに考えます。

そこで、この建物を建てるとしたときに、国や県に対しての補助金または復興事業に取り入れる等々の対応について、副町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（助川浩一君） 3番議員の質問にお答えをさせていただきます。

仮称の総合保健福祉センターを建設するに当たっての国と県の補助金等はあるのかというご質問でございますけれども、現在具体的に総合福祉センターを建てるというようなことで町の内部で検討している状況にはございません。ですので、現在こういった補助金が活用できるというレベルまでに達しているものはありませんけれども、今後センターを設置するというようなことも視野に入れながら事業を進めていかなくてはいけないと思いますので、この件につきましては、県でいいますと保健福祉部になるかと思っておりますけれども、こちらのほうと情報交換を図りながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） その補助金等々については、多分いろんな形で福島県のこの被災地に対する補助等々については、何らかの形であるというふうに聞いております。ということで、ぜひ、この辺については副町長の手腕を生かしていただいて、もし建設の方向に至った場合には、ぜひ、力を発揮していただきたいなというふうに考えます。

昨年の震災の避難場所の選定にも、大変執行側はご苦労があったというふうに承知をしております。今後いつ起こるかわからない災害の備えとして、頑強な備蓄庫を備えた保健福祉防災を具備する建物の建設をよくよくご検討いただけることと、いつも町長が言っておりますように、マイナスをプラスへ展開できるような政策が大事ではないかなと思いますので、この件についても、ぜひ、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

猛暑日が連日続いた夏休みも終わり、日やけした顔で2学期に元気集って来られた生徒・児童の様子を見て、一安心をしております。

初めに、小・中学校の不登校やいじめの実態についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

高原教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 3番議員の2の（1）のご質問にご答弁申し上げます。

現在、不登校や不登校ぎみの児童・生徒につきましては、中学校のみで6名の報告がござ

います。教職員の共通理解のもと、継続的に家庭訪問を行い、教室に入れない生徒に対して、別室での学習や適応指導教室で学習を行いながら、復帰を目指しているところがございます。

また、いじめにつきましては、現在各学校からの報告は受けてございません。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） それでは、教育長にお伺いをいたします。

任意グループで、町内環境委員会なるものが組織されていることをご存じでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

高原教育長。

○教育長（高原孝一郎君） いじめに関係する委員会の存在かと思いますが、いじめの対応については、各学校においてはまず担任であり、部活動の顧問がそれに当たります。組織としての対応は、学年での対応、それから管理職や主任で構成される企画委員会での対応、さらには担当教員で組織する生徒指導委員会あるいは全職員が参加する生徒指導全体会議や職員会で対応しているのが現在のところととらえているところがございます。

今、ご質問にありましたものにつきましては、私自身が知る範囲の中ではございません。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） これは先生方が勝手につけている名前みたいなんですが、中学校の中で先生方が全員この町内環境委員会という名前をつけて町内の補導等々に当たっているという事実があるようでありますので、この辺については、あくまでも先生方任意だそうですね。須賀川市内、それから鏡石町内の遊興場所、それからゲームセンター等々を巡回されているということをお伺いいたしました。この辺についてもよくよく掌握をしていただければというふうに思います。

続いて、7月の全員協議会の中で、大津市のいじめの影響からか教育長の発言の中で、各学校との連携を電話にて実施したとのお話をされました。教育委員会と中学校、一小、二小との距離は幾らも離れていないにもかかわらず、電話で状況を聞いたとの発言に、私だけが驚いたのではないと思います。教育は現場から始まるものだと思いますが、教育長の教育理念についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

高原教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げる前に、その前の質問の中で、

先生方が任意の組織として校外補導等をしているというそのお話ですが、名称のつけ方はともかくとして、それらについては生徒指導委員会や全体会の中で、あるいは職員会の中で決定されて実施されているというものであるというふうには言えると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、いじめの問題について、近い距離であるのに電話等で連絡をしたというような話の中身だったかと思えます。もっと現場に寄り添ってというお話だったかと思えます。

これらの経過について申し上げたいというふうに思うんですが、この大津市のいじめのことが大きく報道されたのは7月6日の新聞で、対応にまずさがあったのではないかなというところで大きく報道されたものでございます。教育委員会としましては、6月の下旬、日にちで申しますと6月27日に校長会を開いてございます。この中では、まだいじめについては大きく取り上げておりませんでしたので、それほど意識的にはなかったのですが、夏休み中気になる子供たちについては、電話連絡をするなり家庭訪問をするなりして、学校としての対応を、6月末にはお願いしたところでございます。

そして、先ほど申しました大津市のいじめについては、7月6日の新聞から大きく報道されて、それが連日続いて、教育委員会としてもそれらについての対応は、やはりしっかりしていかなければならないということで、7月11日付でいじめへの対応についてという通知文を各学校に送付いたしました。そのときに、送付したままで学校に対して何もしないということではなくて、すぐに各学校にこういう文書を入れたので、各学校でそれぞれしっかり対応してくださいという電話連絡をさせていただきました。

それから、引き続きなんですが、7月26日は町教職員研修会の中において、私のほうから、これは小・中学校の先生が集まる研修会でしたので、その中でこのいじめ対応について、大津市の対応について、先生方、あれでよかったかどうか、どんなふうに先生方考えますかというような問いかけから、先生方へいじめ対応について考えていただく機会を設けさせていただきました。

さらに、2学期になりまして8月31日、町校長園長所長会議において、改めていじめに対する対応を指示したところでございます。

教育委員会としましては、いじめについて出さない、出ないように教育委員会の果たす役割は大きなものがあると認識してございます。教育委員会としましては、町校長会や教頭会あるいは学校訪問を通しながら、学校が保護者、地域と協力、連携して教育活動が展開されるように、各学校をこれからも指導、支援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） やっぱり、物事すべて知るには現場をまず見るのが一番大切ではないかなというふうに思いますので、今後もそのようなことでよろしく対応のほどお願いしたいと思います。

続きまして、我が町の教育環境について、今回は特に中学校の校庭についてお伺いをいたします。中学校の校庭の除染はいち早く実施され、保護者の方々も安心したところと聞いております。削った土地の移動はいつごろになるのかをお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

高原教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 3番議員の2の（2）のご質問にご答弁申し上げます。

昨年の東日本大震災により、東京電力福島第一原発事故の放射性物質の問題で、各学校の校庭表土除去工事を補助事業として実施したところでございます。除去した表土につきましては、当初穴を掘り仮埋設処理する計画でしたが、中学校校庭では地下水が出てきてしまい、埋設処理ができない状態となったところから、盛り土処理に変更し、現在も校庭南側に仮置きしてございます。今後、町内に仮置き場の設置ができた際には、優先的に校庭にある表土を運搬処理する計画となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 除染した後に、砂を10センチぐらいまかれたというふうなことをお伺いしました。この砂を10センチもまかれたおかげで、野球やサッカーといった球技が全くできなかったという、こういうふうな先生方からのお話をお伺いいたしました。先生方が野球の道具のトンボでならしたと。業者の方にもやっていただいたようではありますが、この辺の学校側と教育委員会とのコミュニケーションがちょっとうまくいっていなかったのかなというふうに思うわけではありますが、この辺についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

○参事兼教育課長（木賊正男君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど、教育長から校庭の表土の除去につきましてはご答弁させていただきましたが、ただいま3番議員からありましたとおり、表土除去に当たりまして、いわゆる不均一の校庭でもございましたので、厚いところでは10センチほどの砂が入っているという状況は承知してございます。そちらにつきましても、先生方と協議をしながら、平成24年度の事業の中で、校庭の整備工事ということで、全体を山砂とトラクター等で攪拌をしながら校庭を整地をさせていただきます。今の状況では野球のダイヤモンド、外野、それから砂の厚いところに

については落ち着いてきているのかなと思いますが、中学校の校庭は、岩瀬管内でも表土除去する前は非常に水はけのよいグラウンドでございましたので、それから比べるとまだまだ落ち着きのない校庭にはなっておりますが、もうしばらくお待ちいただくとまた元のように戻るのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 先ほども質問しましたが、現場優先で対応することが問題を早期に解決できることだと思いますので、今後ともそのような対応をよろしくお願いいたします。たださえも放射能問題で子供たちにおいてはストレスがたまる中、環境を整備し、整えてあげることが私たちの使命であり、町の未来を担う人材育成につながってくると思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、除染についてお伺いをいたします。除染については続いて3回目ということで、大変しつこく思われるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、町内6カ所の予定をしている仮置き場の進捗状況と、それから説明会の状況についてお伺ひいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

吉田対策室長心得。

○原子力災害対策室長心得（吉田竹雄君） 3番議員の3（1）のご質問にご答弁を申し上げます。

除染に伴って生ずる土砂等については、国が設置する中間貯蔵施設に搬入するまでの3年間程度、町が設置する仮置き場へ一時保管、管理していきたいと考えております。仮置き場については、施設の特異性から町内を久来石地区、笠石地区、仁井田地区、鏡田地区、高久田地区、成田地区の6地区に分け、行政区長等を通して各地区の候補地を選出いただき、地域の合意形成を図るため、地区ごとに説明会の開催や住民個々への説明等を通してご理解をいただけるよう努めているところです。

仮置き場の地区説明会につきましては、3つの地区で地域住民を対象に開催したところであり、1つの地区については、説明会で出席者の同意を受けましたことから設置に向け諸準備を進めていきたいと考えております。他の地区についても、住民の理解を図りながら早期に設置できるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 今、3カ所で説明会が終わったということで、1カ所はスムーズにい

きそうだという、こういうふうな答弁であります、残りの3カ所の説明会はいつごろやられるのか、この辺の日程等々についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

吉田対策室長心得。

○原子力災害対策室長心得（吉田竹雄君） 既に3カ所の説明会は終わってございます。残りの地区につきまして、こちらで先ほどご答弁申し上げましたとおり区長さんと区の役員の方等の調整を図りながら、早急に開催したいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） まだ日程が決まっていないということですね。これはずっと、私、3回目の質問なんですが、平成24年度中にとということ、その前は平成23年度中にとということで、仮置き場を設定するということであったわけでありまして、これ、このままいくと平成24年度中に本当に仮置き場が決まるのかどうかというのは、かなり厳しい状況になってくるのかなというふうに思います。ということで、執行側も大変だと思いますが、丁寧な候補地に挙がった住民の方々との話し合いをしていかないと、なかなか仮置き場は決まらないというふうに思います。

それから、お伺いした説明会が終わったところの話をお伺いすると、4メートル離れば全然線量はないんだから安心ですという、こういうふうな県の方が来て話をすると。4メートル離れて何もなければ各行政区に全部置いたらいいんじゃないかと、こういうふうな町民の言いわけになるわけでありまして、この辺についても物理的に距離云々という、こういう問題ではなくして、本当に安心を与えられるような、こういうふうな説明会をすることが大事なのかなというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

副町長、助川浩一君。

○副町長（助川浩一君） 3番議員のご質問にお答えさせていただきます。

説明会について、その内容についてのご質問でございましたが、私も3地区での説明会に出席させていただいたところでございます。その説明会での全般的な印象といたしましては、やはりこういった、大震災によりましてこういった状況になってしまっておりますので、町民の方としては、町で除染をすることはやむを得ないといいますが、やむを得ないと。それに伴いまして仮置き場を設置することも、町がやること自体がおかしいんだけど、町が受けるのは仕方ないだろうというのが全般的な意見ではないかというふうな印象を受けたところでございます。ただ、実際当該地域に受け入れるに当たりましては、今ほど3番議員さんがおっしゃられましたように、県の方が来て、4メートル離れば大丈夫なんですよとい



うような説明をするんですが、実際に本当にそうなんですかというような状況もございますし、実際その仮置き場を受け入れたとして、その後に仮置き場を設置しなくてはいけない、設置しようと思えばトラックが毎日出入りをして、子供の交通安全の対策はどうなっているんですかとかというようなもろもろの意見が出ております。ですので、置くことの必要性は大体の方、認識していただいておりますが、具体的に進めるに当たって、こういった問題があるよということでご指摘を受けておりますので、その辺につきましては、再度町内で検討しまして、その回答を持ちながら再説明会を行ってまいりたい。また、先ほどの質問の中で、まだやっていないところがあるじゃないかということでございますけれども、その部分につきましては、町の仮置き場設置の考え方といたしましては、まず地主さんにご理解をいただく。地主さんの周辺の方にご理解をいただく。その合意を得られた段階で、その地域での説明会を開催するというようなことで考えておりますので、まずはその住民説明会ありきということではなくて、まず、地主さん、周辺の方の合意を得られたものから、速やかに丁寧な説明会を開催していきたいというふうに考えておりますので、時間はかかってしまっている、そのとおりでございますけれども、引き続きその辺はしっかりやっていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 国・県の対応が大変遅くて、町としても大変な分野だと思いますが、しっかり対応していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、今後の除染作業の業者の選定と契約方法についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

災害対策室長心得。

○原子力災害対策室長心得（吉田竹雄君） 3番議員の3（2）のご質問にご答弁申し上げます。

除染業務については、環境省で定めた除染関係のガイドラインに基本的な内容が定められており、そのガイドラインに沿って受託者は業務を実施しなければなりません。また、この除染等業務従事に関しましては、厚生労働省による放射線障害防止のための規定等による放射線管理も必要となってきます。そのため、現在町の除染等業務の受託を希望する業者に対しまして、放射線管理の特別教育や、除染業務に関する技術講習会受講状況を記載してもらうとともに、請負対応できる工種などを記載した調書を提出していただき、除染等業務について受託可能か確認をしているところです。環境省では、除染実施事業者の選定については、各市町村の会計規則等にしがたって、価格等についての複数社の間での競争原理が働く

ような仕組みにするよう示しておりますことから、発注方法等については、県や先進市町村の事例を参考にしながら、どのような方法がよいか検討したいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 今、原子力災害対策室長からお話がありましたが、この除染に対しても、興味のあるところについては各種の講習会はほとんどもう受けております、お話を聞くと。ですから、その辺については心配はないのかなと、行政としてはもちろんチェックをすることは当たり前の話であります。業者の選定についてはいいんですが、契約方法については前に、ちらっと私、提案を差し上げたんですが、除染組合等々が例えば設置されたとすると、その除染組合への丸投げではないんですが、随意契約等々については考えがあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

副町長、助川浩一君。

○副町長（助川浩一君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

除染組合への発注、一括発注というお答えでございますけれども、先ほどの答弁にもございましたとおり、県のほうでガイドラインを出してございまして、発注に関しましては、競争性が確保される形が望ましいというようなことをガイドラインに出ております。これを受けまして、庁内で検討を進めておるところなんですけれども、現在の町の考え方といたしましては、除染組合につきましては、情報交換を持っていただくことはよろしいんですけれども、競争性の確保という観点から、除染組合に一括してというようなことは現在のところは考えておらず、通常の入札業務にございますように、競争入札というような形で業務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 競争性というところで国のほうが示しているということではありますが、隣の、ほかの市町村は関係ないと言えばそれまでなんですが、須賀川市、郡山市、田村市等々の市町村については組合、除染組合というのはもうできてございまして、郡山市ですと四百数社というふう聞いております。そこに、組合のほうに随意契約をして除染作業を行っているという、こういうふうなお話をお伺いしたけれども、特に鏡石町はどうしても競争入札という部分で、競争性を尊重するのかどうかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

副町長、助川浩一君。

○副町長（助川浩一君） 3番議員のご質問にお答え申し上げます。

町といたしましては競争性を確保することは大前提だと考えております。ただ、各自治体におきまして、その除染組合たるものに一括で発注をしているという実績もございますので、その除染組合のそれぞれの内容というのもそれぞれ異なっていることもあるようでございますので、その辺も研究しながら、競争性と一括発注とこちらを見極めながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 今の答弁ですと、競争入札で決まったというわけではないということで、こういう理解でよろしいですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

副町長、助川浩一君。

○副町長（助川浩一君） 仮置き場の設置等も、現在協議を各地域におきまして説明会を開催しているところでございまして、それと並行して、現在入札と申しますか業者の選定方法も検討しておるところでございますので、3番議員さんのご意見も踏まえながら、入札の方法等については、今後も引き続き協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 何度か今までも申し上げましたが、多分ほかの市町村についても同じだと思うんですが、市内、町内の業者に選定しているというのが除染の、今のところ、方法だと思いますので、我が町においても町内の業者に、ぜひ、この除染の作業を行っていただけるようお願いを申し上げたいというふうに思っております。

本日9月5日で議員として丸1年が経過いたしました。今後も町発展のため、日々精進の精神で頑張っていく所存でありますので、今後とも皆様方のご指導ご鞭撻を申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君の一般質問はこれまでとします。

---

#### ◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、2番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 2番議員、古川です。

当9月議会は、町議会議員として活動をさせていただくようになってちょうど1年を迎え、自身5回目の定例会となります。

昨年の未曾有の大震災から復旧・復興という、だれも経験したことない状況下での町政運営は、私は当然のことながら、経験豊富な諸先輩方にとりましても非常に困難をきわめるものであったことは、容易に想像できます。最近では、米の全量全袋検査を初めとした農産物の信頼回復への取り組みや、住宅地など生活環境の除染活動、仮設住宅の移転など、着実な歩みを見せる復興への取り組みが次々と報道されています。

鏡石町においても、そうした流れの中で一步一步着実に復興への取り組みが進められておりますが、その際重要なことは、いかに多くの町民の方々から貴重なご意見等をいただき、それを具現化するということではないかというふうに私は考えております。そうした思いを胸に、これまでの一般質問を通して町執行へお伝えしてきたところではございますが、私の表現力が乏しいために、伝えたい内容、趣旨をうまく伝えきれなかった部分が多々あったかと思われませんが、これからも一人でも多くの町民の生の声を町執行へ届けていけるよう、努めていきたいと考えております。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに1番、東京電力福島第一原発事故にかかわる放射能問題についてです。

将来のある子供たちの体力増進を図る上で、須賀川市を初め、県内他市町村等で開催されております屋内遊園施設について、当町では開設する計画等はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町内では比較的放射線量が低く、野外での活動には特に支障がないものと考えております。昨年12月14日に環境省から公布されました放射性物質汚染対策特別措置法によります、毎時0.23マイクロシーベルトが除染区域の基準案として示されました。鏡石町もこれを参考にいたしまして、野外活動を制限する暫定基準を毎時0.23マイクロシーベルトといたしまして、幼児、児童を持つ保護者の皆様の不安解消に向けての対応を推進しているところでございます。

現在、児童施設の園庭の表土除去などを進めておりまして、例えば保育所の園庭の中心部の放射線量につきましては、毎時0.09マイクロシーベルトとなっております。屋外の保育時間については、当面1時間以内としておりますけれども、基本的には野外活動自体を制限するものではございません。

また、児童遊園地についても同様であると現在のところ考えております。したがって、現時点では屋外遊園地の整備については検討しておりません。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） ただいまの答弁によりますと、町内の幼稚園、保育所、公園等に設置されております砂場等の土壌調査や空間線量のモニタリングを実施された上での判断かと思われませんが、保護者とすれば、より安全な遊び場を子供たちに提供したいというふうを考えております。そこで、住所的には東町だと思っておりますが、屋内ゲートボール場等の活用やコンテナ砂場等の設置を検討してはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げたいんですけれども、過去に検討した時期もございます。実際のところ、県の屋内遊び場確保事業という事業がございます。これにつきましては、遊具等遊び場の面積と想定利用数、スタッフ体制とかについても問題点がございまして、それによります県の屋内遊び場確保事業ということで検討した経緯もございます。これにつきましては、大規模店、小売店舗の空きスペースを利用して、その遊具をそろえて安心して屋内で遊べる環境づくりはどうかということで、検討した経過はございまして、その店舗につきましては、他の小売の事業に利用したいということで、その考え方については、ちょっとなかなか困難な状況になってしまったという経緯がございます。

議員さんのご指摘の中の、例えば屋内ゲートボール場を利用してはということでございまして、やはり今の利用形態につきましては、主に主たる目的が、例えばその屋内ゲートボール場では、高齢者の方のゲートボール等の利用形態が主であるということでございまして、参考意見とさせていただきます。検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 子供の外遊びができないことでのストレス等は、マスコミ等で報道されております。町としてできる限りの対策をとって、子供たちの健やかな成長が期待できる環境整備に努めていただきますことを期待申し上げます。

次に（2）番、除染対策で配布されております遮へい袋の配布実績はどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

吉田原子力災害対策室長心得。

○原子力災害対策室長心得（吉田竹雄君） 2番議員の1の（2）のご質問にご答弁を申し上げます。

町では5月より一般家庭等において、個人で除染を行うに際しまして、局所的に放射線量の高い雨どいの下や、集水ます等の土壌を除去し、宅地内に一時的に保管しておくための遮水性の土のう袋を作成し、必要な家庭に配布をしているところです。8月27日現在の数値でございますが、配布実績につきましては、一般家庭で65世帯の650枚、行政区及び保育所、学校等へ250枚、合計で900枚を配布してございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 町としての除染作業が開始されるまでは、各個人での対応が求められるところでありますので、個々からの除染資材等の要望には最大限こたえられるようお願い申し上げます。

次に大きな2番、東日本大震災による各種対策についてです。

（1）番、昨年12月の一般質問において、多角的観点からの検討をお願い申し上げました地下式非常用貯水槽の設置は、今回の第一小学校改築工事の関連工事として施工することがベストのタイミングかというふうに考えますが、設置する等検討する余地があるかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、これにつきましては、この大震災では多くの箇所水道管が破損しまして、復旧まで長くて約25日間という、そういったことで大変町民の皆様にご不便をおかけしました。我々行政としましても、この水の供給に対しては非常に苦勞をしたという状況であります。そういう中、この震災を教訓としまして、今ご質問ございました耐震性の貯水槽の設置につきましては、ぜひ設置したいというふうに考えております。そういう中で現在検討しているということでもあります。

なお、第一小学校ということを含めていろいろ検討しているということをお知らせしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） ただいまありましたように、今回の大震災では幸いにも火災等は発生しなかったものの、広域的な断水により多くの町民に影響を及ぼしたところでございます。現実的な対応としまして、鏡石第一小学校が給水拠点となったことを考えれば、何らかの対策をとっておく必要があると私は思います。

次に、（2）番、鳥見山公園駐車場の震災瓦れきの件でございますが、ことしは牧場の朝駅伝ロードレース大会が開催される予定とのことですが、公園駐車場にある瓦れきは3カ所

の駐車場確保の面において障害となりますし、景観上からの観点から申し上げましても、好ましいものではないというふうに思っております。公園周囲につきまして、公園駐車場の瓦れき搬出の見通しはどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町では災害廃棄物の回収に際しまして、被害を受けられた皆様には少しご不便をおかけいたしました。当初から回収するものや回収する場所をエリア分けしながら分別回収をさせていただいた経過がございまして、おかげさまで処理も比較的スムーズに進んでいるものと思っております。現在、鳥見山公園北側駐車場の震災瓦れきの処分状況でございますけれども、8月末現在では、約2万6,500トン、推計瓦れき総量です、全体の約65%でございます。今後も一日でも早い処分完了を目指しまして、処理事業を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 駅東側にも瓦れき設置場所があると思われるんですが、そちらは大分片づいてきたような感じがいたします。町のイメージを考えるのであれば、鳥見山公園を優先すべきだったのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

結果といたしましては2カ所、先ほど質問の中でおっしゃられた場所としましては駅東、東町地内ということでございまして、2カ所で回収等の搬入を受けてまいりましたけれども、交互に処分等搬出を繰り返したわけがございまして、結果としまして、現在は鳥見山公園の北側の駐車場ということでございまして、それをご指摘のとおり、景観上問題あるだろうということでございますので、一日も早くそちらを搬出完了させまして、現在のところ予定といたしましては、9月末まで受け入れをするという予定でございます、9月末を迎えましたらば、それを早急に原状復帰を目指しまして搬出を図ってまいりたいと考えております。

その後につきましては、やはり景観上ということでありまして、東側に新たに廃棄物が生じた場合については、東町地内の今の用地にとりあえざる仮置き場という形で、現在のところは考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 鏡石町のシンボルとも言えます鳥見山公園が一日でも早く以前の姿を取り戻せるよう、早急な対応をお願いいたします。

次に（3）番、仮設住宅についてですが、町の仮設住宅では、入居が決定しているにもかかわらず、一度も入居されていないという話を先日耳にいたしました。また、仮設住宅入居者の孤独死等が最近報道されております。そうした中で、町に設置されております仮設住宅の現在の入居状況、稼働状況がどうなっているのか及び入居者に対してどういったケアをとられているのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

応急仮設住宅は、震災により住宅が被災した方々に対するの支援ということで、昨年の6月から入居が開始され、昨年の12月には設置100戸すべてに入居という状況になりました。その後、住宅再建等によりまして退去者も少しずつ出ている状況であります。8月末では旭町が36戸で93名、前山が11戸で24名、桜岡が27戸で72名、成田が8戸で20名、合計で82戸で209名が入居というような状況でございます。

それから、入居者に対しますケアといたしまして、高齢者や単身者等も多く入居されていることから、仮設住宅に入居者が安心、安全で生活できるように維持管理代行者も配置するというのと、その方々に環境整備はもとより、高齢者等への声かけなどもしていただいているというような状況でございます。

さらに、健康管理の面から仮設住宅設置当初より、町の保健師並びに管理栄養士や県中保健福祉事務所との連携により、戸別訪問などをしまして、入居者の健康相談や心のケアに努めてまいりました。また、町ボランティアセンターにより、老人福祉センター内で入居者の孤立化を防止するというので、ほっと一息つけるくつろぎの場を提供することを通して、地域コミュニティ再生を願う支援活動といたしまして、ホッとカフェ事業などを展開しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 仮設住宅の入居期間は2年間となっていたかと思いますが、ほかの自治体の中にはこの期間を延長するという動きもあるようですが、町ではどのようにお考えでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。



都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問に答弁したいと思います。

入居期間の2年間の延長でございますが、今のところ県は2年間とっておりますので、動向を見ますと3年というようなことも言われておりますので、その動向を把握しながら今後管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 被災された方々が、不公平感や不信感を抱くことがなく、被災者の立場に十分配慮した対応を切にお願いいたします。

最後の質問になります。町外への避難者に対する情報提供の支援策についてです。放射能の健康障害を心配し、町外に避難された町民の方々への広報紙や線量マップ等のさまざまな情報を、児童・生徒に対しては学校のさまざまな情報を提供することで、町との縁を断ち切らないようにすることが重要でないかというふうに考えます。そこで、町ではどういった対策を行っているのかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

現在、町外の避難先へ避難されている方の人数といたしましては、把握しているもので、現在16世帯の36名というふうになっております。自主避難者への情報提供は、震災関連情報とか、各種制度などにつきましては、町のホームページで紹介しているというような状況でございます。さらに、現時点では予防接種などにつきましては、個別に対応させていただいておりますが、自主避難されている皆さんにはそれぞれに支援の要望もあろうかと思っておりますので、個々の要望に対しまして今後対応してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 最近、福島県の人口が200万人を割り込んだという報道がございました。鏡石町においても、人口減少傾向は見られるものと思います。その原因がこの1年の事故だけではないでしょうが、原因の一つであることは明らかな事実だというふうに思います。町との縁を断ち切らず、町に帰ってきてもらうということが非常に重要なことではないかというふうに思っております。町内在住者と変わらぬサービスの提供に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、冒頭にも述べましたが、今回の定例会、一般質問は自身5回目となり、新たな1年のスタートとなるものです。浅学非才な私ではございますが、だからこそ気持ちを新たに

初心を忘れることなく、多くの町民の方々の声を町執行へ届けることに、今後も微力ながら全力で取り組む所存でございますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしく申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君の一般質問はこれまでとします。

---

◇ 畑 幸 一 君

○議長（渡辺定己君） 次に、6番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） 6番、畑幸一です。

よろしくお願いたします。

毎日30度を超す猛暑が20日間も続いています。真夏日もようやく過ぎようとしています。昨年の大震災からはや1年がたとうとしていますが、震災の傷跡は深く、原発事故の影響により本町でも除染作業、風評被害など、まだまだ課題が残されています。今後とも、長き道のりだと思われませんが、復旧・復興に向けて町民と共有を図りながら懸命に取り組むことを町当局に切望いたします。

まず、初めにいじめ問題の質問をさせていただきます。

大津市の中学校の自殺、あつてはならない悲劇が起こっています。いじめが原因とされる素行が社会問題として取り上げられ、教育現場にまで警察の捜査が入る事態まで起きています。何度も繰り返されるいじめ問題にどう対処していくべきか、本町における小・中学校のいじめ対策の取り組みについて伺いたいと思います。表面になかなか出ないいじめに対して、効果的な糸口があると思われませんが、いじめの実態、状況把握をどのような姿で行っているかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

高原教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 6番議員のご質問にお答え申し上げます。

いじめの早期発見、早期対応、いじめを許さない学校づくりを進めていく上で、学校としては定期的に児童・生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要があることから、その手法としてアンケート調査を全児童・生徒対象に実施してございます。アンケートの内容についてですが、学校により表現等は異なりますが、学習や友人関係等での悩みや困ったこと、いじめを見たり聞いたりしたことなど、いじめを早期に発見するための項目を設け、実態の把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） いじめの実態の実像は教育現場、学校関係者がおおむね認識していると私は推測いたしますが、こうした動向に対してきめ細かな対応を、ぜひお願いしておきたいと思います。

（2）いじめを許さない防止策としての取り組みはどうか。

保護者、学校、PTAなどと連携した対応がなされているか。果たす役割についてどう考えるかあわせて伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

高原教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 6番議員の1の（2）のご質問にご答弁申し上げます。

学校ではいじめの問題に限らず、地域、保護者、学校の連携は大変重要であると考えております。いじめ等の問題を把握した時点で、保護者とは事実関係、指導内容、今後の対応等を早期に、また、継続的に連絡し、話し合いを持ちながら問題解決に当たってまいります。

また、地域へは学校日より等で児童・生徒の学校での活動状況を伝えるように努めております。授業参観につきましても、保護者や地域住民の方が自由に来校し、学校を見学できるような仕組みを設けてございます。

教育委員会といたしましては、学校と一体となり地域、保護者の協力を得ながら、いじめのない学校づくり、学級づくりに努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） いろんな立場の大人が、子供を守る姿勢を見せることによって対処ができれば、防止策につながると思われますので、視点を変えながら取り組むよう要望いたします。学校側が動いてくれない、先生、大人を信じることができない、このようなことを子供に負わせない仕組みづくりの施策として、検討会など発足させる構想を持っているか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

高原教育長。

○教育長（高原孝一郎君） いじめについては、今ないからそれでいいということでは決してございません。いじめはどこでも、どの学校でも、いつでも起こりうることでございます。それらに対応できるよう、万全の体制を日ごろから考えていく、実践していくということが大事なことだろうと思います。そのような線に沿ってこれからも努力していきたいと考えて

ございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） いじめ自体が、今のいじめというのはゲーム感覚で弱い相手をいじめて喜んでいる。携帯、ネットのいじめが非常に現在ふえている、内面化、集団化、見て見ぬふりをする、全体的に見れば非常に陰湿化している現状と思われれます。

そこで（3）番、保護者、学校（教育現場）からいじめの問題に関するの深刻な相談、登校拒否児童などの報告を受けた事実はあるかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

高原教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在のところ、いじめについて深刻な相談等の報告は、各学校からは受けてございません。先ほど申しましたように、いじめ問題はどの子供も起こり得るものであり、早期発見、早期対応が必要でありますことから、随時いじめに対する調査を実施しながら、いじめがあれば初期段階で解決できるよう対処してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） いじめをさせない、学校が一番安心な場所とだれもが思える雰囲気づくりをすることが不可欠な責務と考えます。対応をよろしくお願いいたします。

（2）に入ります。

除染実施計画の状況についてお尋ねします。

住宅戸数、道路（通学路、歩道）、果樹園、田畑、森林、公共施設など除染実績の進捗はどのくらいか。今後の見通し、計画に向かってについてあわせてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長心得、吉田竹雄君。

○原子力災害対策室長心得（吉田竹雄君） 6番議員の2の（1）のご質問にご答弁を申し上げます。

放射線量の低減化を目指す除染の実施計画については、国・県と協議しながら作成を進めておりましたが、環境省との協議が調い、法定計画として認められましたことから、今後、効果的で効率的な除染を実施していきたいと考えております。

進捗状況と今後の見通しにつきまして、一般住宅については3件のモデル実証試験を実施

し、その結果から具体的な手法を策定し進めたいと考えております。優先順位としては、町の環境放射線モニタリング結果により、比較的空間放射線量の高い地域から仮置き場の設置状況も踏まえ実施していきたいと考えております。

通学路、歩道等については、県の線量低減化活動支援事業により、平成23年度に6行政区、平成24年度は現在までに3行政区に取り組んでいただき、総延長で約20キロメートルにわたり、道路にたまった土や落ち葉の除去、高圧洗浄機による洗浄を行いました。今後は、まだ取り組まれていない行政区への監視をしていくとともに、除染事業として歩道や側溝等の土砂の除去を中心に実施していきたいと考えております。

農地の除染につきましては、平成23年度に樹園地約35ヘクタールについて高圧洗浄と粗皮削りを実施し一定の成果を得ましたことから、今年度は残り約25ヘクタールの樹園地について除染を実施したいと考えております。

水田、畑についても、今年度から実施するための準備を進めており、比較的空間放射線量の高い地区を優先し実施したいと考えております。

公共施設については、子供たちの生活空間を考慮し、保育所、幼稚園、小・中学校等を優先し進めたいと考えております。各施設とも校庭等の表土除去や職員等による部分的な洗浄や清掃は実施しておりますが、より一層の放射線量の低減化を図るため、未実施箇所やより効果的な手法を選択し、除染業務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 住宅戸数の計画というのは実績としては3件ということなのですが、町自体としては何戸くらいの件数を予定しているわけですか。伺いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

対策室長心得、吉田竹雄君。

○原子力災害対策室長心得（吉田竹雄君） 除染計画といたしましては、町の戸数、基本的には全戸を除染の対象としての計画というふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） （2）に入ります。除染廃棄物仮置き場の確保が進行していない要因は何か。どのような視点で取り組んでいるか。対応策はあるか。どのように対処していくのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、仮置き場の確保が進まない要因ということでもありますけれども、これにつきましては、住民の放射能に対する認識、さらにはそれに伴う人体や農作物への影響とか、さらには風評被害の心配、そして安全管理体制、さらには説明会の中では特に国の中間貯蔵施設の設置時期の不透明さ、こういったものが不安ということで考えられているところでございます。さらに、どのような視点で今後取り組んでいくのかと、さらには対応策があるのかということでございますけれども、これについては、やはり粘り強く地域住民の理解を図っていくことでありまして、説明会等の中で、国・県の専門機関と一緒に、いわゆる住民の不安、そういったものを払拭するための説明会を粘り強くやっていく方法しかないのかなということで、これからもその説明会等については粘り強くやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 仮置き場の地域設定予定箇所というのは6カ所ということで聞きましたが、どうしてここ、なぜかというような疑問の声も上がるが、地域全体の承諾、同意について理解の得られるような説明はどのようになされているか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

副町長、助川浩一君。

○副町長（助川浩一君） 6番議員のご質問にお答えを申し上げます。

仮置き場の設置は6カ所程度というようなことで現在考えております。これは前にもちょっとお話を申し上げたかもしれないですけれども、やはり駅前地区ですとかその辺にはなかなか仮置き場、現在3年間ほど予定されておりますけれども、そういった放射性物質を駅前地区に置いておくことも適当ではない、あるいはまとまって面積を確保することが難しいというようなことがございまして、周辺部分の地域を選定させていただきまして、地域の一体性を考えた中で6カ所程度というようなことで打ち出しをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 行政区の除染廃棄物をどの地域の設定箇所にどのようにして振り分けるのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（助川浩一君） 6番議員のご質問にお答え申し上げます。

行政区から出た放射性物質、どういうふうに分けていくのかということでございますが、各行政区から出たものにつきまして、先ほどの仮置き場、区域ごとに設定をいたしますので、仮置き場を行政区ごとの、行政区から出たゴミについてはその当該地域の仮置き場に持ち込むということで予定をしているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） （3）番に入りたいと思います。

健康づくりの支援対策について、質問させていただきます。

放射線による健康被害不安解消に対する適切な対応と充実した支援のあり方について方向性はあるか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

放射線の健康影響につきましては、特に妊婦や子供を持つ親の不安の解消を図ることを主な目的といたしまして、個人積算放射線量測定や空間線量率の測定及びホールボディカウンターによる内部放射線量の測定や食品中の放射線量の測定を実施してまいりましたが、放射線について正しい理解を深め、無用な被曝を避けるために、日常生活の範囲内で実施可能なことを行動することが重要であると言われております。

今年度の保健事業といたしまして、電子線量計や空間線量計の貸し出しを継続するとともに、放射線について学ぶ研修会の開催や、子育て不安に対する相談会の実施を計画しておりますので、これらの事業を通じまして、放射線の健康影響に関する不安の軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） もう既に、浪江町では放射線管理手帳なるものを町民に配布したと、欲しいとは思えないですが。須賀川市では、個人線量計の配布、積算線量の確認をすることで不安の解消、健康管理の目的等だと思いますが、町ではどのようなことを考えているかを、ひとつ教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、今年度の保健事業といたしまして、継続いたしまして電子線量計や空間線量計の貸し出しを継続するとともに、その放射線に対する学ぶ機会をとということで研修会を開催したいと考えておりますし、このたび公立岩瀬病院のほうでホールボディーカウンターの車両を購入いたしました、それに伴います内部被曝量の測定も順次構成市町村のところを実施していくということでございまして、目下のところは須賀川市さんのほうで中心にやっておりますけれども、逐次ということで今年度中には鏡石町においてもその公病で検査体制が敷けるという予定でございまして、そのような形で不安解消、軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） ぜひ、充実した支援のあり方をさせていただきたいと思っております。これに関して、また健康被害の不安ということで、不安をあおる不適切発言ということで、8月5日です、メディアに記事として載りました。福島県民に対しての不適切な発言をしたということで、団体の勉強会に講師を務めた協会長が、「福島の人とは結婚しない方がよい。今後福島での発がん率が上がり、肢体、手足、体が不自由な子供が発生する懸念がある」と発言して、真意等根拠の提示を求める確認書を送付したとありますが、こうした発言に対してどう思いますか。お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問に答えますけれども、これにつきましては、私もその報道を見まして大変遺憾であるというふうに思っております。そういうことのないように、この福島県がさらにこの放射能の払拭、そういったことも含めてこれから健康管理も含めてしっかりとやっていくということが大事なのかなど、先ほどの質問にございましたように子供さんの影響、こういったことも含めてしっかりとこれから対応していきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） こういう不適切な発言がないようにしっかりと踏まえていってほしいと感じます。

（2）番に移ります。18歳以上40歳以下の希望者を対象にした健康診査の受診無料化補助制度推進についての対策について、どう考えているか伺います。



○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

小貫健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度におきましては、福島県県民健康管理の健康診査といたしまして、これまで健診受診機会がなかった19歳から39歳までの方に対しまして、一般健診の実施が計画されております。受診していただく医療機関及び実施日程につきまして検討されているところでございまして、町では対象者名簿を県へ提出いたしまして、受診啓発を実施する予定でございます。

町独自の39歳以下の健診実施につきましては、平成20年度より開始いたしました特定健診について、今年度が5年目の年ということで、評価年度になっておりますことから、健診の対象年齢を含めまして見直しを図る計画となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 社会保険などの管理していないフリーター、パート、アルバイト、主婦などの疾病予防対策として、ぜひ支援をお願い、要望いたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君の一般質問はこれまでとします。

ここで議事の都合上、昼食をはさみ、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時57分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 円 谷 寛 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいまご指名をいただきました1番議員の円谷寛でございます。

8月1日で我が町は町制50周年を迎えたわけでございますが、その直後の記念すべき定例会において、通算100回目の一般質問をさせていただきますことを大変光栄に存じております。50年という歳月で、我々の町は、地域は一体どのように変わってきたのか、そしてまた、これからどういうふうに変え、さらに発展させるのかということを考えるこの50周年ではないかというふうに思います。この節目に当たって、我々は過去を振り返りながら、じっくり

とこれからの30年後、50年後の我が町の姿というものをみんなで考える、そういうことが50周年の意義ではないのかというふうに思います。

50年前というと東京オリンピックを2年後に控えて、大変地域も全国的にも活気があったように思います。私ごとではございますが、50年前私は、日本通運の須賀川営業所というところで作業員をしておりました。当時は、日本通運などでも大量のオート三輪車を使っておりまして、私もオート三輪の免許などを持って、三輪車を運転したり、助手をやったりという働きで働いていたわけでございます。その当時は、地域がもっともっと今よりも活気があったように思うんです。

私の当時の作業場は、須賀川駅の構内、貨物ホームが中心で、そこから荷物を運んでいたり運んできたり、そういう仕事をやっていたわけでございます。本当に須賀川駅も活気ございまして、1日に2車1編成分ぐらいの貨車が発着をしておった状況でございました。到着する荷物は、日本たばこ、日本専売公社須賀川工場というのがあったもんですから、たくさんの葉たばこ、いろいろな、たばこというものは物すごくたくさんの材料を使うんです。塩とか砂糖とかアルコールとかと全く多種多様な原料が入ってきておりました。農村向けの、農家向けの肥料やえさ、そういうものもたくさん入っておりました。いわゆるトキワ印刷で使う紙とか、大内化学で使う薬品とか、そういうものがたくさん入ってきました。発送するのは紙巻きたばこですね、さらには米、それから生糸、笠原製糸で生産しておりました生糸、木材、それからたばこ用の包装紙ですね、トキワ印刷で印刷をして、こういうものを全国に発送していたわけでございます。さらには、同じくトキワ印刷のはがきなども貨車で発送しておりました。木炭などもたくさん出ておりました。

そして、特筆すべきは、特に須賀川は日本専売公社の工場に物すごく活気があったんですね。当時、日本専売公社の須賀川工場というものは、当時一番売れておりましたたばこである「新生」と「いこい」というたばこをつくっていたんです。そのために物すごい活気ございまして、今、話題になっています東京スカイツリー駅というふうに名前が変わったんですけども、その前は業平橋という駅がそこにあったんです。そこに専売公社の業平工場というものがございまして、そこあてに毎日のようにたくさんのたばこが貨車詰めになって発送されていたわけなんです。県内の専売公社の営業所もほとんど毎日トラックでたばこが出荷されていた。あそこは今郵便局になりまして、あるいは武道館などができましたけれども、あそここの専売公社の工場は物すごく活気があったわけでございます。

今、それと比べてみますと、その東京スカイツリーは大変話題になっておりまして、毎日数万から数十万もの人が出て、にぎわいを呈しているということでございますが、地元須賀川は大変寂しい限りのような状態でございます。町の中はシャッター街になっておりまして、工場もあらゆる工場が、当時は活気があった林精機とか、トキワ印刷、それから山本電気な

どの会社がみんなリストラで人が減らされて、大変寂しい限りになってございまして、この地方の非常に寂れた状況と、東京の繁栄というものが非常にコントラストになって、対照的になっている状況は、大変特徴的なことではないかというふうに思うんです。

ですから、地域おこしもいろいろあるんですけども、やはり国の姿そのものがやはり地域をどんどん荒廃させ、寂れさせて、中央に、都市に富が偏在をしていく、人が集まっていくという状況が、この50年の中で顕著に進んできているということだろうと思うんです。やはり我々は都市づくり、地域づくりと考える前に、国の政策がこのように地方をどんどん切り捨てながら、中央に富や人を偏在させる。大変今まで50年間は、地方は米をつくったり、水や電気を送ったり、一生懸命教育したことの人材を東京に送って、食料などを供給したんですけども、全くやせ細っている状況にあって、東京はますます一極集中で富や人口を集中し、さらには中央の中でも持っている人、持っていない人との格差が拡大をしている。こういう状況を変える、そうしていかないと、地域づくりだけをやってもなかなか展望は出てこないんじゃないか。そういう問題を全面から政治に突きつけるような我々の構えというものが、これからは必要なんではないかというように思います。

特に、今話題になっている維新八策とかいうグループがございましてけれども、この人たちは道州制で地方に何でもやらせるというふうな主張をしておりますけれども、それで、本当に問題は解決するのか。何でもやるということ、地方が自立してやるとなれば、今の中央がやっている再配分機能というものは、どんどん弱くなっていくんじゃないか。そうすれば、貧しい地方はますます貧しくなっていくということを我々は注意をしなければならぬと思います。グローバリズムの名をかりたいわゆる弱肉強食の無限競争社会というものを我々は、やはり経済成長は若干おくれても、地方においても人間らしく生き、人間らしく働き続けられるようなそういう世の中を追求していくということが大事なんじゃないかと思います。

先日、ブータンの国王来日のときには、大変マスコミでも話題になりましたけれども、ブータンという国は、国民の総幸福度というものを最大の指標にして国づくりをやっているということでございまして、我々も経済力がどんなに豊かになっても、常に戦争をやらないと世の中がもたないような、さらには激しい格差の中で貧しい人は本当に路頭に迷っているアメリカのようなそういう国を目標にしたり見習ってはいけないんじゃないか。もう物は我々もたくさんあるんじゃないか。ですから、物は足りている。そして、その足りることを知る哲学と、さらにはみんな仲良く幸せに生きるということが、やはりもっとも追求しなければならないと思います。

それでは、通告書に従って質問に入りたいと思いますが、私の通告書は手前みそではございますが、非常にわかりやすく通告してあると思いますので、以下この内容に従ってやって

いきたいと思います。

まず、初めの質問は町制50周年記念事業についてでございます。町の木はシダレザクラということになっておりますけれども、このシダレザクラというものをオーナー制度等も含めて取り入れて、これはいろいろ羅列はしておきましたけれども、大変こう難しい条件もあるだろうと思います。だから、できるかできないかはわかりません。それは検討してみないとわかりませんが、このような例えば牧場通り、駅東地区、それから高野池、新しく堤をつくり直したもんですから、さらにはあぶくま川堤防、これは大変難しい、私もそう思っておりますけれども、そういうのも一応含めて検討してはどうなのかというふうに考えて、問題提起をしています。こういう50周年をやれば、我々が30年後、50年後、これは孫に誇れるような、我々が50周年記念でああいう木を植えたんだぞということを誇れるようなものになるんではないかと思うんです。

その理由は、私はかつて郡山まで列車で通勤をしておりました。例えば徹夜勤務、夜帰ってくると見えませんから、徹夜勤務を終えて、朝方鏡石の駅に近づくと、牧場通りのサクラというのは物すごく立派に満開になって咲いているのを見て、いたく感動したことを思い出します。それが今見ますと、大変少なくなってほとんどなくなってしまったんです。いわゆるソメイヨシノというのは、サクラが寿命が短いからそうなったのか、あるいは農家が日陰になるんで、木をいじめているうちに病気になって枯れてしまったのか、ほとんどなくなってしまったんですね。だから、やはり私はこれは田んぼに邪魔をしてはやっぱりもたないなど、もう少し田んぼに邪魔にならないような植え方、例えば道路の南側だったら余り邪魔にはらないのかななんて思ったりはしています。そういうものを含めて、ぜひ検討をいただきたい。

さらには、何をやるにも先立つものが必要なんですけれども、町は大変財政難だということもありますので、やはり釈迦堂川沿いに、久来石のふれあいの森の近くにオーナー方式で大変立派なサクラを植えて、非常に立派になっております。あれはやはりいいシステムではなかったかと思うんです。ただ、資金を得るというだけではなくて、それを自分の名札があることによって管理をするということで、愛着を持って手入れをされるということで、オーナー制度、大変いいことではないかと、いいことは大いに見習って、また、やってはどうなのかということでございます。ぜひ、この辺をご検討いただきたいということで、第1回を終わります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番の町の木シダレザクラをオーナー制度等も取り入れて植栽してはどうかについてでご

ございますけれども、町制施行40周年記念事業としては、先ほどのご質問にもありましたけれども、平成14年に堂前地区の釈迦堂川沿いに1.7キロメートルにシダレザクラとソメイヨシノ112本をサクラのオーナーの皆さんと植栽をさせていただきました。その後、オーナーの皆さんによるサクラの手入れによりまして、10年で見事なサクラ並木となっております、町の名所の1つとなっております。

ご提案の町制施行50周年を記念した町の木シダレザクラの植栽につきましては、高木になるなどございますので、現在のところは計画しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） だからね、40周年で植えて成果があったということなんですね。例えば、最小限で私は可能だと思うのは、高野池の新しい土手といいますか、池の堤が前はたくさん立派なサクラがあったんですけれども、あれは皆あの工事をやるのに切ってしまったんですね。少なくともあそこぐらいは何とかなるのではないかということ、しなければならぬんじゃないかと思うんですけれども、それを含めてだめだということなのかどうなのか、もう一回お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

具体的には高野池の堰堤ということでのご提案でございます。こちらにつきましては、圃場整備事業地区内ということもございまして、それから成田地区の水利を使っている皆さん、さらには道路管理者等の考えもあるかと思っておりますので、各関係機関のほうに協議をさせていただいてからの決定にさせていただきたいというように考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） だからね、やっぱりやる気の問題なんですよ。だから、40周年でやって大変よかったということを総務課長言いながら、このやる気がないというのは、ちょっと納得ができない、怠惰な姿勢だと思うんです。少なくともこれはこの全部は無理だとしても、例えば牧場通りなんか町長は、駅に降りてみたい、そういう町を、歩いてみたい町をつくるんだと言っているんです。ですから、私が通勤をしているときに、鏡石に来たら牧場通りのサクラが非常に立派だったということで、感動したという話を先ほどしましたけれども、そういうやっぱり感動を与えるような町づくりというのが大事なんだ。例えば、牧場通りだって私も通って見ているんですけれども、道路の南側だったら、何とかできるんじや

ないか、北側にあったから、恐らく農家の人が枝など邪魔になって切ったんじゃないかと思うんです。今なくなっちゃったけれども。ソメイヨシノ寿命そのものが短いんですけれども、そういう反省を踏まえれば、あの道路の南側なんかには植えれば、そんなに田んぼにとっては北側ですからそんなに邪魔にならない。やはりせつかくの50周年だから、お金もオーナー制度にすれば金もかからないわけですから、やはりもう少しこの辺をまじめに考えて検討してはどうなのか。今、即答できなくても、検討ぐらいは、やらないというんではこれは話にならない。もう一回答弁求めます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの再々質問でありますけれども、これにつきましては例えば岩瀬牧場、牧場通りということでございましたけれども、これにつきましては、以前は私も子供のころそういったことでいいなということで、そういうふう感じておりました。そういう中で、グリーンロード、そういったことで、その当時、その辺については周りの田んぼの状況、そういった農地の関係で伐採したかもしれません。そういう中で、そういったイメージを残した中でこのグリーンロード、町のほうでやった場合に、グリーンロードに今植栽されているのがそういった1つのあらわれではないのかなというふうに、私は思っております。そういう中で、先ほど総務課長のほうからも答弁ありましたように、そのほかについてもできるところについては、なお検討はしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 金のかからない方法でもいろいろできるわけですから、やはりいいと思ったことはどんどんやっていただきたい。オーナー制度ならお金もかからないわけですからね。

2つ目の項目で、道路行政について3点ほどお尋ねをしたいと思います。

これは前にもやっているんで、非常におなじみの質問かと思うんですけれども、1点目は高久田一貫線の途中で鏡石の分は終わっているんですけれども、須賀川の分に入って行きどまりになっている。大変残念ですね。須賀川どれだけ一生懸命やっているんだかちょっとわからないんですけれども、鏡石なんて合併もしないところだから協力しないなんて思っているんだかわからないけれども、非常にこれは残念な姿でございます。完成までの間活用するためということを書いたんですけれども、そうではなくて、そういう面もありますけれども、もう一つあそこには稲部さんという鏡石の住所を有する方のうちがあるんです。この人のうちは大変このこっちのほうへ行く道路がひどい状態です。本当にやはり鏡石の中に

もあんな悪い道は、入り口はないんじゃないかというくらいひどい道路です。やはりこれは改善をしなくちゃならない道路だと思うんです、こっち側は完成しても。むしろそこ行けば今度ヤマダ電気のところの立体橋ですね、あのショッピングセンターに行くんだって非常に町民にとっては利用しやすくなるわけですね、あの信号を渡らないで立体で118号バイパスを通れるわけですから。だから、やはりこれは町づくりの1つとしても重要な道路であるというふうに思うんですけれども、この道路については、前にも出しているんですけれども、まだやる気がないのかどうなのかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 1番議員の2の道路行政についての（1）高久田一貫線の完成までの間に活用するための行きどまり地点とヤマダ電機西側への陸橋をつなぐ道路の整備についてでのご質問でございますが、ご質問の道路整備については、行政区分が須賀川市であるため、道路管理者も須賀川市となっております。須賀川市において高久田一貫線の整備を計画どおり進めていく考えであり、別ルートの変更は検討されていないと聞いております。高久田一貫線の早期完成に向け地権者との用地交渉のあり方について、現在のところ模索している状況であります。この辺をご理解いただき、なお町のほうからも須賀川市のほうへ要望を強くしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 逆にこれ聞くんですけれども、だから稲部さんという鏡石の町民がそこに住んでいるんですよ。その道路が非常に劣悪で、本当に町内でもあんなにひどい木戸口というか、入り口はないんじゃないかと思うんですけれども、そこは町の一人の住民に対する差別をして、その道路はやはり必要だと思うんですよ。その辺はどういうふうに考えているんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 再質問にお答えします。

稲部さん宅への向かう道路につきましては、境界線上にありまして、大変狭隘というふうには感じております。これにつきましても道路管理者であります町と須賀川市との境界の関係もありますから、関係市町村との協議をしながら、今後の計画については検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） やっぱり何ぼ須賀川の町の住民の中に一戸だけぽつんとあるといっても、町民ですから、やはりあのような道路状態はやっぱり須賀川と一緒に協議をしながら、改善を改良してもらわなければならない。そのついでに、前々から言っているヤマダ電機の裏に抜ける道路もできてくるんじゃないかと思うんです。ですから、その辺はこれからもぜひ私は何回でもこれから出していくと思いますので、よろしく考えておいていただきたいと思います。

道路行政の2点目は、やっぱりスマートインターの利用拡大のために、アクセス道の改良整備をすべきではないか。1つは上り口からニプロの南側道路を今改良しています。その道路へのアクセスもう少し幅を広げていただきたいということです。あと、下り口からは境地区に高速道路の地下を通過して境の住宅地の中に入ってくるわけですが、そこに行く田んぼの中の道路が非常に狭くて、すれ違うのに非常に苦勞するような状態でございますので、これはやはりこのスマートインターの利用を拡大する、時間を拡大するのにも今利用台数が少ないということで、6時から22時まで制限されているんですけども、こういうものをやっぱりなくしていくためには、もっと利用しやすいような道路にして、たくさんの方がこのスマートインター、せっかくできたスマートインターですから、利用を拡大をしていく、そういうためにこの道路についてご検討いただきたいということですが、いかがでございましょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 1番議員のご質問にお答えします。

鏡石スマートインターへの利用拡大のための上下線の入り口へのアクセス道の改良整備をすべきではないかとのご質問でございますが、鏡石スマートインターにつきましては、平成19年の社会実験開始以来、利用者が順調に推移してきているところでございます。

さて、この鏡石パーキングスマートインターにつきましては、開設当初から案内版を町内各所に設置し、上り口については鏡石駅から役場前を通過し、高速まで続いております駅中央線を、下りにつきましては、国道4号線の不時沼交差点から天栄へ通じる県道下松本・鏡石停車場線の釈迦堂川手前の丁字路から入る町道124号線を高速道路へアクセス道路として推奨し、誘導して多くの利用者が利用していただいております。ご質問のとおり、利用者拡大のために入り口へのアクセスによりまして多くすることが得策であり、町としましても鏡石パーキングエリアスマートインター開設当初からいろいろと検討してまいりました。ご推奨されております上り口のニプロ南側道路につきましては、拡張するため用地買収を進めておりますが、高速道路までは現計画では計画されておらず、ニプロ敷地の西端までとなって



おります。したがって、延長する場合には町有地の買収などが必要となります。

また、パーキングエリアの利用と別の話になりますが、その先には高速道路の橋梁があり、拡張した場合にはこの橋が狭隘であることから、ボトルネックの状態になり、交通事故の可能性も高まることから、安全対策も含めて慎重に検討する必要があります。

また、下り口の境地区への道路につきましても、現在拡張計画はありませんが、こちらにつきましても高速道路のアンダーパスがあり、こちらの拡張につきましても拡張幅によりますが、かなりの事業費が想定されます。したがって、ご質問のとおりアクセスルートの増は利用者の拡大につながり、ひいては念願であります24時間化や中型への対象拡大にも影響を及ぼすことは必至であります。費用的な面や安全性の向上などを加味しながら、慎重に検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 古い話になりますけれども、鏡石町は桜岡に30億とか40億かかるんじゃないかといわれるインターチェンジをつくる計画までもってやってくるんですから、せっかくこのスマートインターというものがあるんですから、これをやはりやがてはもっともっといろんな利用車種を広げたり、時間を広げたりするようなやはり方策は常に考えていかなければならないんじゃないかと思いますので、これからもこれは引き続き私は問題を提起していきたいというふうに思っていますので、ぜひこれから考えておいていただきたいと思います。

道路行政の3点目は、二小入り口付近の通学路の改良ということでございます。二小入り口付近の通学路は、前は住宅が支障していたために非常に狭くて、非常に不自然で、人一人通るのもやっと、つゆっぼいときなんかは、木に触ってぬれないと通れないくらい狭いです。今はうちも2軒支障していたんですけれども、2軒とも地震で壊れたんだか何だかきれいに片づいているということでございます。非常に絶好のチャンスではないかということですね。家の移転補償ないのにできるということは、大変チャンスではないかと思うんですが、この辺をどう考えているのか。

これは、話せば長くなるんですけれども、最初にこの道路を広げるときに、私は当時の建設課長と議論したんです。この道路をもっと西側に行けば、何も住宅のほうに引っかからなくて済むんじゃないかと言ったら、何だか県のほうで難しいこと言っているなんて、道路というのは左に曲がると右に曲がるというそういう方策が、カーブの作り方があるんだなんていう変な理屈を言って、あのような変則的な道路つくってしまったんです。だから、非常に私はいつも通るんです、私は近くですから。あの豊郷中という同じ地域の中に住んでい

ますから、非常に残念な道路だと思うんです。何でもっと西さ持っていけば、あっちは畑だの山で本当に住宅なんていじくらくなくてよかったのに、ああいうところをつくってしまった、これ失敗だと思うんです、今でも。だから、今度はそれが家がなくなったんです。あのときも室井さんなんかには打診したんです。そしたら、室井さんまだ生きていたころだったから、子供の教育中だったから、今はうちを動かす考えはありませんなんて言われて、けられてあの道路はあんな狭いものになってしまったんです。でも、今度は隠居があったのが、隠居を壊して、住宅も母屋のほうも新しく既に前につくってありますし、そのあと残っていた隠居も片づけた。昔の県道の入り口にあった添田先生の住宅についてもきれいに片づいておまして、家は今、あそこに支障する家は1軒もなくなったということですから、これは非常にチャンスなんではないかと思いますが、この歩道をやはり改良すべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、二小入り口付近の通学においては、道路用地の関係から一部歩道が狭隘であり、歩行者の通行に支障がある箇所があります。ご指摘のとおりでございますので、ご質問のとおり現在支障になっていました建物がなくなりましたので、用地提供について地権者のご理解を求めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひですね、大変こう支障しておりますから、歩道西側に行ったり東側に行ったりしたんでは、子供たちに余計な危険を与えることになるんで、ぜひこれは速やかに取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。

大きな3項目めは、健康づくり事業の推進についてということで、この健康づくり事業のために私は町民プールすすいというものをもっともっと活用すべきではないかということの前から言っているんですけども、今まではここの当分は夏休みもあって、大変プールすすいはにぎわいを見せておりましたが、これからは大変寂しくなるんです。これから夜などは職員の数が利用者より多いんじゃないかなんていう状態のときもあります。ですから、もっともっとせっかくこれほど立派な施設をつくったんですから、これをみんなで活用していかないと非常にもったいない話なんです。だから、もっと大胆な利用拡大策を取り入れて、矢吹の例を申し上げますと、矢吹はついちょっと前までは、60歳以上の老人はただでできたんですね。そのせいばかりじゃないんでしょうけれども、利用者などにも安く町民には開

放しておりますから、高齢者には。そういういろんなこともあって、矢吹の介護保険料は鏡石と比べて年間1万2,000円ほど安かったんですね。その同じランクの標準のやつで。今は、ここ最近のは調べていませんけれども、前に私が調べた段階では、そういうふうに違いがございました。

そのほかのもろもろの要素はもちろんあると思うんですけども、そのようにやはり健康づくりに対してやれば、私は違うんじゃないかと思っておりますので、もう少しプールというものを健康づくりに町は中心に据えて、もう少しあそこを利用して、高齢者、ここに書いておりましたようにメタボ対策などに無料でそこに定期券を発行するなどして、どっちみち赤字出ているんですよ。これを利用すれば、そっち側のほうの予算で出せば、利用がふえればその分赤字は減っていくわけですから、これは本当に有効に使わない手はないというふうに思うんですけども、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成24年度につきましては、メタボ対策事業及び健康づくり事業の一環といたしまして、町民プールの活用を図っているところでございます。なお、今後の利活用につきましては、利用料金の助成や実施回数、対象事業や実施方法につきまして、指定管理者及び所管課と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。ただし、町の保健事業や介護予防事業といたしまして実施する場合につきましては、特段の安全配慮や医師の意見書などが必要となるケースが出てくるということでございまして、それに伴います専門職などのスタッフの確保が伴ってくるということで、それを考えますとなかなか困難な状況があるのかなということでございまして、その件につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 特定の利用対象者を絞るという事業ももちろんあるのでしょうけれども、もう少し高齢者を優遇して、安く入れて、より気楽に利用されるようにすれば、健康づくり事業を改まってやらなくても、健康づくりに貢献するのではないかと思いますので、その辺についてもこのプールを運営している教育課のほうの考えもお聞きしたいですが、同時に教育課にはお尋ねをしたいことがあるんです。これは、前に私はすいすいの運営について質問したときに、電気料金をあれだけの施設で強大な、物すごく大量の電気を使うんですね、あそこは。なのに、その電気のメーターが一緒だと、全部施設が一緒だなんていうようなことを言っていたんですね。これはまずいと、指定管理者がする場合は、指定管理者が電気を

節約しても何か自分たちの経営には何ら貢献しないとしたらば、一生懸命節約はしないんですね。そういうことではだめなんじゃないかということを書いてきたんだけど、今、その辺はどうなっていますか。メーターの分離というのはやっているんですか、ちょっとお尋ねします、関連で。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○参事兼教育課長（木賊正男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまのご質問につきましては、通告の中身ではありませんでしたけれども、過去にそういったご質問ありまして、私の記憶の中でのご答弁をさせていただきますが、1施設1受電というようなことで、なかなかそれを分電できるような状況にはなっていないというふうな形になっていると思います。その中で、いわゆる子メーターをつけながら分けることができないかというような検討もさせていただいたような状況があるかというふうに思いますが、今、ご質問にありましたように、節電というような感覚の中では検討も必要なのかなとは思いますが、鳥見山公園内の受電設備というようなことになりますので、その辺はさらに電力会社と詰めていきたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 1番議員に申し上げます。

通告外になっておりますので、すいすいに関してだから今許したですけども、これ以上通告外に発展しないようにお願いします。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 私は通告書で質問の相手に町長と教育長と両方丸つけていたんですよ。だから、そこは関連事項として、これはこの整理上では町長だけの質問になっていますけれども、私はそのために教育長というところにも丸つけていたはずですから、原本は。そこらは間違えないでください。

次に、健康づくりの2点目は、健康づくりに町の集会所を、集会所というのはいっぱいあったんだけど、本当に利用していないところが多い。だから、もっとこういうものを健康づくりのためにやはり利活用するような施策を講じるべきではないかというんです。例えば、うちのほうの地域で見れば、1回に1,000円とか2,000円とか使用料をとるんです。こういうことでは気楽にそういうものを使えないということで、もう少し事業によっては気楽にお金をかけなくても利用できるようなシステムをつくるべきではないかと思うんですけども、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまのご質問でありますけれども、この集会所の活用につきましては、私も町づくりの基本的な考え、政策という中でも、健康と福祉の充実ということで、今、議員さんが申しあげましたとおり、日中余り利用されていない集会所、こういったものを活用して、高齢者が1人でも安心して暮らすことができる憩いの場ということでの利用しやすい集会所にしていきたいという考えでいるところでもございます。町長就任しましてから、担当課のほうにこの利用の関係について検討の指示をいたしました。しかし、その後震災によりまして、現在中断しているというのが現状であります。この地域の健康づくり、さらには高齢者対策、さらには青少年の健全育成ということからも、これについては進めていきたい、施策として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 地域で電気料など何かを負担するから料金をとるんだという考えは、やむを得ない面あるんですけれども、それが高過ぎる場合、やはり町がつくった施設ですから、だから、そこいらはやっぱりきちっとこれからは指導していただいて、利用しにくくなるような高い料金の設定は、やはり指導していただかないと困るのではないかと思います。

健康づくりの3点目なんですけれども、今、テレビのコマーシャルなどで健康器具が大変いろいろ売れているそうですが、これはみんな買うんだけども余り使わないというのが相当あるようなことも耳に挟むんです。だから、こういうものを町で、広報か何かで呼びかけて、そういうものを寄附をしてもらって、そして、使っていないようなものを集会所とか、あるいはプールなどにおいて、そして、健康づくりに活用してもらうようなそういう施策を検討してはどうなのかということで、質問をいたしました。その辺をご検討いただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

健康器具や機材につきましては、専門分野で使用されるものから、各家庭で使用されるものまでさまざまな種類にわたるものがございます。何よりも安全に利用されるために器具の利用指導やメンテナンスやスペース確保、備品管理等の対応が必要になってくると考えております。こうしたことから、町の施設への直接的な受け入れについては、十分な検討が必要であると現時点では考えておまして、なかなか困難なことであると考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 私はいつも言っているんですけれども、国民健康保険、みんな高くて参っているんですよ、国民健康保険税というのがね。やっぱりそういうものを引き下げるために、やはりこの健康づくりというものを提供しているわけなんですけれども、やはり町は、私はいつも言うんだけど、職員の皆さんは国民健康保険に入っていないから、国保税の痛みというのはちょっとわからないと私は言いたいですけれども、もう少しこういう問題を真剣に取り組んでいただいて、やはりみんなで健康づくりをしてもらって、国保税を少しでも安くするようなそういう配慮をこれからもやっていただきたいし、私はこれからもこの問題は提起をしていきたいと思っておりますので、もう少しその辺を身の入った答弁を、きょうは時間に限りがありますので、この辺にしておきますけれども、今の答弁はいずれも満足したものにはなっていない。これからも引き続き提起をしていきたいと思っておりますので、もう少し身の入った答弁ができるように、執行の皆さん方も検討していただきたいなと思っております。

質問の最後は、町立墓地公園の建設についてということですね。これは、第5次総合開発計画でも言ったんですけれども、やはり非常に町民が墓地が欲しいというときに、今ないんですね。だから、町から出ている人なんかも求めている人もいるのが、なかなか手に入らないという状況もあるわけです。ですから、やはり町でこういう皆困っていることにはやっぱり配慮すべきであるし、これから駅東開発やって、住宅団地を売っていくに当たっても、こういう条件をやはり整備をしておくことが必要ではないかと思うんです。

隣で合併して岩瀬村という村はなくなってしまったんですけれども、岩瀬村でニュータウンをつくったときに、なかなか売れなかったんですね。ちょっと交通の便も悪い、鏡石のように国道も鉄道も通っていないというところですから、売れなかった。そのときに、サトウマサオさんという昔の村長さんがいたんです。その村長さんは山持ちで、その山林を村に寄附したんですね。そして、その村でその山林に墓地を開発した。その墓地を開発したときに、その何区画かを住宅の用地を買った人におまけにやりましょうということで、打ち出したんですね。そうしたら、それが新聞で話題になりまして、その住宅団地がたちまち売れたという経過があるんですね。ですから、墓地というのは、これはやはりみんな将来は必要なものですから、やはり住宅団地をつくるときには、そういうものあれば、例えば郡山の人などが鏡石から出ている人なんか、墓地を鏡石に買っておけば、住宅も将来はこっちかというケースも生まれるのではないかと思いますので、この辺はぜひこれからの町づくりの中で配慮していただきたいということで申し上げます。この辺についてお考えをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 町立の墓地公園の建設ということでございますけれども、この墓地につきましては、これまででは墓地の建設については、既存の墓地管理組合、こういったもので拡張が行われたのが実態であります。最近では、私も直接携わったことでもありますけれども、池ノ原の牛池墓地、これが平成15年に拡張されたという状況であります。そういうことから、この墓地につきましては、いわゆる町内の利用というんですか、こういったものも当然どのくらいあるのかということも、もちろんそういったものも必要だと。さらには町内の既存の墓地、今13カ所ほどございますけれども、こういった既存の墓地の考え方、そして、さらには駅東の開発、そして、さらにはこれからの人口の動向、そういったものをいろんなことを考えながら、どのような方法が考えられるか、このことについては検討していきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） やはり、非常にみんなが困っているということをわきまえていただいて、さらに鏡石駅東、これから住宅団地ですね、開発をして売っていかなければならないわけですから、そのときにあるいはできるだけそういう問題もクリアできるように取り組みを進めていって、ぜひこの駅東開発などもスムーズに行くように、ぜひ今からその体制をつくるためにも、この問題をぜひ解決していただきたいということを最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

---

#### ◇ 木 原 秀 男 君

○議長（渡辺定己君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原秀男でございます。

9月定例会のしんがりを承って、一般質問をさせていただきます。

大変眠いと思います。かなりやっぱり午後が一番暑くて昼寝がしやすいというような時間帯と思いますが、私も元気に質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

私の質問は、町をこよなく愛する善良な一町民の方から寄せられた投書による質問であるということでございます。この町民の方は、平成22年2月ころ勤労青少年ホームの投票箱に投函したのであるが、いまだかつてその辺の答えというか、そういうふうな政策が見受けられないというふうな話がございまして、総務課のほうも私も小貫課長のほうに調べていただ

いた経過があります。届いている、届いていないと言ってしまうのがないから、それでその方にお聞きいたしまして、町の投書に関しては、私どもはやはりこういうふうな重要な提言をさせていただくというふうなことでありますから、よく注意して見なければならぬことではないかと思っております。この提言は、町民の声でありますので、簡潔明瞭にご答弁願います。

では、質問に入ります。

1つ、役場庁舎西口ゲート付近の整備についてでございますが、あそこの西口のゲートのほうは、チェーンでもっての開閉をしておるようですけれども、役場というのは町のシンボルであるから、風格あるちょっとした門扉や塀にしたらどうかという質問でございます。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

役場西側は、現在ご質問のとおりポールとチェーンで役場敷地と道路との区別を行っているところであります。ご指摘のとおり、庁舎の一部でもあり、防犯上を考慮すれば、塀や門扉を設置し、管理することは当然かと思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） その検討課題が多いという答弁がきょうは随分出ていましたね。だから、やはりそういうふうな検討課題というのは、どの時点までを言うのか、そういうこともちょっとお伺いしたいと思うんですよ。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

実際に今検討しまして、実施ということになれば予算措置等も必要になってくるかと思っておりますので、予算については現年度になるか新年度になるかということになりますので、そういう期限内で判断をして対応してまいりたいというように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） はい、わかりました。それでは、検討していただきたいと思っております。

それから関連ですけれども、北側の庁舎の件ですけれども、大分きれいになりました。前



は放置自転車やいろんなものがそこかしこに北側のところに投げられておりましたけれども、たびたび見るんですが、よほどきれいになったと思っております。まだまだ門扉みたいなところの赤さびたものがございまして、その辺に関しては今後整理するのかどうかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

役場裏側につきましては、現在生け垣で囲っておりますが、一部鉄製の門があり、壊れているところもありますので、この壊れているところにつきましては、修繕を行っていくことで対応をしたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それでは、よろしく申し上げます。いつころまでと本当は聞きたいところですが、できるだけ早くよろしく申し上げます。

それから2番、駅東駐輪場の増設についてということでございまして、1棟はありますが、自転車があふれているということは、存じ上げておると思うんです。ですから、これは随分前からの以前からの話で、ほかの議員からも出ておったと思います。それをやはり今後駅東は開発されるというふうなことになっておりますので、できるだけ自転車があふれないように、もう1棟の増設は可能なのでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの駅東の駐輪場の増設ということでございますけれども、現在、駅東の駐輪場については約40台程度の利用が可能ということでの施設はありますけれども、それ以外に屋根のないところに、担当課のほうで調べましたら、約50台程度とめてあるということでございます。そういう中、これについては駅東側についても西側と同じような内容のいわゆる駐輪場については設置をしていきたいなというふうには考えております。これについては、町づくり、いわゆる震災の復興とあわせまして、現在復興町づくり計画、こういったものを今手がけてございます。そういった中で、こういった配置等も含めて、さらにはこういった手法があるのかも含めて、今現在検討しているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） はい、わかりました。よろしく申し上げます。

関連ですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、駅東が開発されるということになれば、やはり駐車場も欲しいのではないかと、駐輪場と同時に駐車場も欲しいのではないかと思いますので、結局駅東の例えば駅まで送ってきた車があそこでUターンするのに、縁石にぶついたり、後にぶついたりしてぐうんとUターンして帰る姿をたびたび見ておるんですが、駅東側の駐車場の設置についてはどのように考えておりますか。町長、お願いします。

○議長（渡辺定己君） 町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 駅東の、私も駅東に住んでいる一町民でありますけれども、そういう中でたしかに現在駅東のやはり車でのお迎え、そういった状況も実際見受けられるのも現実であります。そういう中で、その部分については、この駅東の開発の状況、そういったことをどういうことになるのかも含めて、あわせて検討していきたいなというふうに思います。これは、そういう意味での検討というふうにさせていただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） 検討をよろしくお願いします。

それから3番ですけれども、また同じ駅東側にある図書館北側の農道の件についてお尋ねします。今現在、田んぼアートやっているすぐ北側の農道、ちょっと梨池の通りに入るまでの農道の件ですが、ちょっと曲がっておりますけれども、あそこはアスファルト、農道舗装したほうがよろしいのではないかなというふうなお話ですが、歩いて降りてみたい町とすれば、結局町の中は余り散策しないと思うんですよ。歩く人、方々はグリーンロードを目指して歩くと思うんです。それでもう一つ、北側の農道が結局アスファルトになれば、これは関連しますけれども、図書館の敷地内を通過して旭町の方々は、敷地内を通過して、あそこを自分の方面に帰るといふふうな、行き来しているというふうな人を毎日見受けておるんですけれども、結局図書館の敷地の中を通過することは、余りよろしいとは思わないんです。それで、その農道をアスファルトにしたほうがいいのではないかなというふうなお話でございますので、ご答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町におけます農道の整備につきましては、敷き砂利程度を基本としております。また、この道路につきましては、鳥見山公園や今お話あったとおり旭町への徒歩への利用が考えられますが、今後のそれらの利用状況を考えながらどういうふうにするかということで、検討していきたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私の質問は、図書館の敷地の中を歩いて多く通勤通学しているということで、それはいいことなのか、悪いことなのかということなんですよ。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、私もたまには歩きながら図書館の中を通りながら歩いて通勤するというのもございました。そういう中で、ご質問があったように、図書館の中を通るということは、なかなかやっぱりよろしくないというふうに私も思っております。先ほどの質問の中でも、田んぼアートの農道関係も含めて、これはグリーンロードを通れば、岩農にも公園にももちろん行けるんでしょうけれども、やはり人間どうしても真つすぐ行きたいというそういった心が働くということになると、やはり図書館のわき、そういったものが一番便利だというふうに私も思っております。そういう中で、ここにも担当課のほうからも検討課題ということにさせていただきましたけれども、私もそのようにも私自身も思っておりますので、検討させていただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） よろしくお願ひします。

4番目に移りますけれども、須賀川信金南側の町道が、私道かどうかわかりませんが、あそこでもって、アスファルトの道路ですが、ブロック塀で遮断されている、これはどうということなのか、除去できないのか説明願ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

須賀川信用金庫南側の道路は、個人所有の宅地でありまして、道路ではございません。ブロック塀の除去することについても、現時点ではできない状況になっておりまして、敷地につきましては、不時沼332番地ということで、地番が振られた土地になっております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 個人所有だということであれば、だれがアスファルトにしたかわかりませんが、あそこにちゃんと向こうまで通じているアスファルトになっていて、私道だということで、個人所有だということは、なぜあそこのところにアスファルトにして、だれがアスファルトにしてあそこのブロック塀を設立したんでしょうか。答弁願ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 町では整備しておりませんので、あくまでも個人所有者の整備というふうを考えております

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それも無責任な答弁ではないでしょうか。向こうの町と要するに町は道路が通じていなければ、便利ではないということはわかっておりますけれども、それをやはりあそこでもってブロック塀で遮断してあるということがわからないということは、ちょっと無責任だと思うんですよ。これは、個人であれば手をつけられないというふうなことでしょうけれども、政策的には考えられないことなのではないでしょうか。あそここのところのブロック塀で遮断してあるのは、非常に不自然だと思うんですよ、だれが見ても。その辺をちょっと政策的に何とかできないかということが私の質問です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

あくまでも個人所有の宅地ではありますが、今後の町道への整備というものが可能かどうかということにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） また検討課題が出ましたけれども、よろしくお願ひします。

5番、いちい南側の県道の歩道、歩きづらい、これはそういった近辺の歩道を言っておるんですけれども、補修修正は可能なのか、不可能か、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本歩道の補修につきましては、一部区間でございますが、災害復旧事業の工事区間になっておりますので、工事は発注しておりますので、順次補修を行っていく予定になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次に、6番に移ります。

須賀川信金前あたりの旧道4号線の段差の修正は解消できないかということですが、あそこは要するに削ったところに上からかぶせただけのような状態の舗装になっているということなんですが、あれは非常に年配の方々からみれば歩きづらい、怖いというような話を承っておりますが、そういうふうな補修の仕方は町ではどういうふうに思っているかお答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の箇所につきましては、ご指摘のとおり歩道と道路の間に段差が生じていることから、自転車等の通行に支障を来していることは考えております。今後の道路整備の中で解消されるように検討してまいりたいと思っておりますが、ただし、この道路につきましては県から譲り受けた町道でございまして、県道時代に何回もオーバーレイされまして、道路高が重なっているというふうな現象で、このような形になっていることをご理解しながら、この解消についてはなかなか経費的な問題もございまして、時期とか工法についても再度検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。よろしく申し上げます。

7番に移ります。

梨池通りの反射標識が破損している、補修できないかということですが、わかるとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁します。

本路線にあります反射標識は、道路と田んぼの間に段差の注意喚起や夜間におけます道路交通の安全確保のために設置されたところでございます。ご質問のとおり、設置されている反射標識の大部分が破損しておりまして、十分な安全確保が図れていない状況でありますことから、早急に補修を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 関連質問ですけれども、鳥見山の陸上競技場の道路、東側の道路もあそこも反射鏡が軒並み折られております。かなり車か何かぶつけたんだと思うんですけども、それも一応関連のところにご連絡いただければと思っております。

それから1つつけ加えますが、鳥見山陸上競技場の向こう側のほうに、工事看板やあと家具が捨ててある。あれは歩いてみたい町にはならないような景色ですので、その辺もよく見ていただいて、各関係者に連絡するとか、撤去するとかよろしくお願ひしたいんですが。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご指摘にありましたところにつきましては、現地調査をしまして対処を考えていきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 8番に移ります。

鳥見山公園内の野草の看板取り付け可能かということなんですが、また、伐採木材の片づけは可能かということですが、結局切った、伐採した後が片づけられていない。今、少しは片づけてあるようですけども、まだ片づかかっていないところがある。それから、鳥見山公園内野草は、野草は結局グリーンロープを張られて、看板が2つぐらいのウワミズザクラとか野草保護のため入らないでくださいというふうな野草自生地の看板があるくらいで、野草に関しての細かい看板がない。これも前質問したと思うんですけども、もう少し丁寧な管理はできないものなのかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にお答えします。

鳥見山公園内の観賞池南側に野草の自生地としてエリアがございます。こちらにつきましては、以前に町民の方から都市部で野草が自生していることは珍しいというご意見をいただきまして、野草自生地の看板設置とロープによるエリア分けを行いました。最近では、同エリア内に町内都市部には貴重なウワミズザクラがあるということがわかり、町観光協会で観光資源として紹介するために、説明看板を設置いたしました。ご質問の看板につきましては、既に設置しておりますが、経年もしております、再設置を含めまして方法を検討してまいりたいと考えております。

また、伐採後の木材につきましては、いつ片づけるかということですが、鳥見山公園内の

災害復旧事業の際に、工事に支障を来した樹木の一部を伐採したものが残されておりますので、今後公園内に仮置きしまして、ことしの冬の公園内の時期伐採にあわせまして、一緒に処分する予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） つけ加えまして、鳥見山公園内で花火をことしの夏、トイレがある上の高いところで親子が車で来て、花火をやっている、そして、それも片づけないでいってしまっている姿を見受けております。ですから、あそこのところには看板として花火禁止の看板は立てられないものでしょうか。お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公園の利用の案内看板につきましては、野球場側のほうに1カ所ございます。ご指摘の南側のほうにはございませんので、そういった意味での利用の喚起する看板につきましては、今後、案内版等もありますので、そちらのほうと調整しながら検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

9番に移ります。

駅前地区の道路の中の電柱の移動は可能か。これは、旧4号線上はきれいに道路の外に電柱は出ているんですけども、その辺の不時沼とか向こうの深谷電気の裏あたりとか、本町あたりはやはり道路のほうに電柱がはみ出している、長い計画でもって移動をできないかという助言、提言ですけども、お尋ねしますがよろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

電柱の道路への設置は、道路法33条によりまして、道路施設外に設置する余地がないために、やむを得ないときに行われるものでございます。道路敷地外への移動となりますと、民有地が考えられますが、地権者との理解、費用負担が必要となります。現時点における移動は大変難しい状況にあるかと思えます。今後、長期的な視点に立ちまして、そういった移動

については検討させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それが不可能なら、例えば出ている電柱と電柱の間に白線を引く、引いて道路と敷地内の区別をされたらどうかということを提案したいんですよ。ただ、電柱は出ている、またずっと出ている、それで白線も引いていないとすれば、やはり日中はいいけれども夜は危険ではないかなというふうなことを提案したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり安全管理の面から、白線等を設置してはどうかということですが、道路占有社であります電柱を設置しております東北電力、または、NTT等のほうと安全管理についてどういう方法があるか協議してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） よろしくお願ひします。

では、10番に移ります。

下松本停車場線、牧場ですね、いわゆる牧場通りの開墾踏切の件について、拡張または周辺整備は可能かということなんですが、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の踏切につきましては、朝夕の通勤、通学のラッシュ時に歩行者や車両等の交通量が多く、通行に不便を来していることは承知しているところでございます。しかしながら、拡張整備に当たっては、踏切の拡張にあわせまして、町道の牧場線の拡幅やJR施設の移転が必要になります。それらに伴う費用が膨大になることが考えられますことから、大変厳しい状況というふうに理解しておりまして、長期的な課題とさせていただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 金がかかる、手続が大変だということは承知しておりますけれども、



これも政策の一環ですから、長い時間かけて交渉に当たってもらいたいということなんです。結局、その道路がメインになって会津からいわきのほうに抜ける大きな車がぼんぼん通って、あのような状態になったのか、それともまた、ああいうふうなもともとそうだったのかはわかりませんが、拡張し、長い間には整備をするというような考えでいていただきたいと思います。

それから、関連質問ですけれども、牧場通りの歩道の件をお聞きしたいんですよ。牧場通りの歩道、これは歩道があるんですけども、左側に、1センチないし1センチ5ミリぐらいの高さしかない。あれでは歩道、縁石の役目が果たしていないんですよ。あれは町道のほうになったということをお聞きしたんですが、今後はあの歩道を改良する予定はあるのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

踏切の西側につきましては、災害復旧工事の区域になっておりますので、そこで解消をしていきたいというふうに考えております。なお、東側につきましても一部歩道と車道の区分が段差がないというふうなご指摘もありますので、そちらについては今後どのように改良していくかということで、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。よろしくお願いします。

それから11番ですね、グリーンロードのごみ箱の件についてです、これは昔は、現在もありますけれども、あれはビスでもって封鎖してあるその状況の理由を述べていただきたいと思うんですよ。よろしくお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問のごみ箱については、サイロ型のごみ箱と思われます。このごみ箱には、家庭ごみが捨てられ、たばこの火によりごみが燃えるなど、利用者のモラルが問われる状況が過去にありました。これによりまして、また、ごみ持ち帰り運動も進められたことから、このごみ箱部分をビスどめしまして、使用できないようにしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君）　そういう理由かとはわかっておりましたけれども、結局ごみ箱がないせいでそういうふうな自動販売機で買ったのや、そういうふうな空き缶はポイ捨て持ち帰る看板は出ていました。ごみは持ち帰りましようなんていうふうに出ていますけれども、これは持ち帰る人は非常に少ない。ですから、継続してそういうふうなポイ捨てはやめましようとか、空き缶、たばこの吸い殻は持ち帰るとかというふうな年中通じてそういうふうな運動をすべきではないかと思うんですよ。ただ、看板に書いてある、それだけではポイ捨てはやめないはずですよ。ごみは持ち帰りましようといってもまず持ち帰ったこと見たことないですね、ポイ捨てですね。それをだれが拾うかということですよ。そうしたら、このグリーンロードに非常に多いごみ関係は、そうしたら歩いてみたい町にはならない、そういうふうな周知徹底を図らなければ、年がら年中周知徹底を図らなければ、ああいうふうなごみ箱を閉鎖してしまっていたんでは、ポイ捨てするしかないのかなというふうなマナーになってしまっていると思うんですよ。だから、周知徹底を図るといような方法はとれないものでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君）　質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君）　11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

グリーンロードのポイ捨てが多いということでございますので、今後看板も配置も含めまして検討させていただきまして、広報及び回覧等によりますPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君）　11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君）　よろしくお願ひします。歩いてみたい町の標榜なんですから、ごみが一番大事。これをなくさない限りは、仏つくって魂入れないと同じです。

それから12番、最後になりますけれども、県道鏡田・成田の地下トンネルの件ですけれども、いわゆるこの経過です、経過どうしてああいうふうに地下のトンネルになったかというふうなことをお聞きしたいんです。あそこは、かなり危険なトンネルということで、完全に旭町と駅前地区は分断された、あのトンネルです。そして、真ん中にある自転車の専用というものがあがすれ違ふと、荷物を持っている自転車同士で、斜めにしないと通れないということで、倒れるというふうなことが多々見受けられます。そして、あそこは降りて、自転車を押しているという姿余り見られない、あそこでもってビュンビュン飛ばして、中の踊り場あるんですが、あそこまで行ってまたとまって、今度は下のところまでいって一呼吸したらぶわーというふうに音を立てて上っていく、また踊り場に出る、それからまたとまってそこから飛ばすというふうなことを繰り返して、いつか大事故になるんじゃないかなというふ

うに懸念しています。ああいうふうなトンネルをつくったことが、非常に今になって大きく影響しておるんですが、わかる範囲でよろしいですから、あそこをなぜ地下トンネルにしたのかということをお聞き申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県道成田・鏡田線における成田街道踏切は、歩行者や車両等の交通量が多く、狭隘であり、危険であったため、駅構内にある踏切であったことから、列車通過までの時間を要し、しばしば交通渋滞が起きる状況であった。このことから、交通安全の確保を目的に、福島県において昭和60年度から平成9年度にかけて、地方道踏切除却事業によりまして、新たに県道として南側に東北線をまたぐ笠石高架橋が設置され、東西の交通が円滑に行われることになった。また、この影響によりまして、踏切がなくなったことにより、中学校への通学や市街地への買い物のための歩行者や自転車利用者のために中央地下横断歩道を新設するということで、平成10年3月に完成したというふうにご経過をお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） なかなか結果として、今になってやはりそういうふうな非常に不都合なことができて、南北中断されたというふうな現実ですから、やはりそういうふうなものをつくるには相当の意見を聞いて、検証をしてつくらなければならないというふうなことを反省しなければならないと思うんです。確かに矢吹あたりにはそういうふうな地下道の踏切は、地下道を通っている線路のあれはない。これをつくるにはかなりのやっぱり研究は必要だということで、後になってこういうふうなことを言っても始まらないと思うんですけれども、かなりの大失敗、歴史の大失敗でないかと私は思っております。一番近かったものが今度は一番遠くなったり、救急車がわからなくて、ぐるぐる回ってきたりというふうな状況が多々見受けられまして、今後やっぱりいろんなものをつくるためには、よほど研究と研修が必要ではないかと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ただいまご答弁なされたことを素直に検討していただいて、直ちにできるものから実行していただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月6日から9月13日までの8日間は休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、あす9月6日から9月13日までの8日間は休会とすることに決しました。

---

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

第 3 号

## 平成24年第5回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成24年9月14日(金)午前10時開議

- 日程第1 認定第2号 平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について  
決算審査特別委員長報告
- 日程第2 議案第79号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する  
条例の制定について  
総務文教常任委員長報告
- 日程第3 議案第80号 鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定につい  
て  
産業厚生常任委員長報告
- 日程第4 議案第86号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第87号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第88号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第89号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第90号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第91号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第92号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第93号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 日程第12 議案第94号 平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第14 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

追加日程第15 意見書案第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組  
み」の構築を求める意見書(案)

---

#### 出席議員(11名)

1番 円谷 寛君

2番 古川文雄君

3番 菊地 洋 君  
 5番 小林 政 次 君  
 8番 大河原 正 雄 君  
 10番 仲 沼 義 春 君  
 12番 渡 辺 定 己 君

4番 長 田 守 弘 君  
 6番 畑 幸 一 君  
 9番 今 泉 文 克 君  
 11番 木 原 秀 男 君

欠席議員（1名）

7番 井土川 好 高 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 栄 作 君	副 町 長	助 川 浩 一 君
総 務 課 長	小 貫 忠 男 君	参 事 兼 税 務 町 民 課 長	今 泉 保 行 君
健康福祉課長	小 貫 秀 明 君	産 業 課 長	柳 沼 英 夫 君
都市建設課長	関 根 邦 夫 君	上 下 水 道 課 長	圓 谷 信 行 君
教 育 長	高 原 孝 一 郎 君	参 事 兼 教 育 課 長	木 賊 正 男 君
会 計 管 理 者 兼 室 長	高 原 芳 昭 君	原 子 力 災 害 得 对 策 室 長 心 得	吉 田 竹 雄 君
農 業 委 員 会 会 長	関 根 学 君	教 育 委 員 会 会 長	吉 田 栄 新 君
農 事 務 局 長	西 牧 英 二 君	教 委 員 会 会 長	菊 地 栄 助 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長		農 業 委 員 会 会 長	

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	吉 田 賢 司	嘱 託 職 員	大 河 原 久 美 子
-------------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け者は、7番、井土川好高君の1名です。

---

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

---

◎決算審査特別委員長報告（認定第2号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、認定第2号 平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

4番、長田守弘君。

〔決算審査特別委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（決算審査特別委員長 長田守弘君） 平成24年9月14日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成23年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、長田守弘。

平成23年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成24年9月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者数、開催場所の順に報告いたします。平成24年9月10日月曜日、開議午前9時56分、閉会午後3時42分、出席者、委員全員、議会会議室。平成24年9月11日火曜日、午前9時56分開議、午後4時51分閉会、出席者、委員全員、議会会議室。平成24年9月12日水曜日、午前9時55分開議、午後3時13分閉会、出席者、委員全員、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、課長、副課長、担当職員。

付託件名。認定第2号 平成23年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成23年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度



鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成23年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑は別紙のとおりであります。平成23年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見。なし。

以上、ご報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び水道事業会計の全11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、認定第2号 平成23年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

#### ◎総務文教常任委員長報告（議案第79号について）及び報告に対する

#### 質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第79号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し総務文教委員長の報告を求めます。

11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） 平成24年9月14日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、木原秀男。

議案審査報告書。

本委員会は、平成24年9月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと

決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。開催月日平成24年9月7日、開議時刻午前10時、閉会時刻午前10時35分、出席者、委員5名、開催場所、議会会議室。

説明者。税務町民課、今泉課長、長谷川総括主幹兼副課長（税務）、面川主査、産業課柳沼課長、緑川副課長（振興）。

付託件名。議案第79号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

審査結果。議案第79号は、採択すべきものと決した。

審査経過。議案第79号は、担当課（税務課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見。なし。

以上です。

○議長（渡辺定己君） これより総務文教委員長の報告に対する一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論採決に入ります。

議案第79号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第79号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、本案に対する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎産業厚生常任委員長報告（議案第80号について）及び報告に対する  
質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第80号 鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し産業厚生委員長の報告を求めます。

4番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 平成24年9月14日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

議案審査報告書。

本委員会は、平成24年9月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。開催月日平成24年9月7日、開議時刻午前10時、閉会時刻午前10時35分、出席者、委員全員、開催場所、議会会議室。

説明者。健康福祉課、小貫課長、柳沼副課長（福祉）、影山主任主査。

付託件名。議案第80号 鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例について。

審査結果。議案第80号は、採択すべきものと決した。

審査経過。議案第80号は、担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見。なし。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これより産業厚生委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論採決に入ります。

議案第80号 鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定についての討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第80号 鏡石町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定について、本案に

対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決するべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、議案第86号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第86号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第86号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成23年度決算に伴う繰越金の処理、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う汚染稲わらの隔離、一時保管工事に係る経費、仮置き場設置経費の増額、さらには農地、農業施設に係る小規模災害復旧補助金の増額に係る経費が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,802万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,353万9,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、17ページの第2表といたしまして公立岩瀬病院ホールボディーカウンター導入事業に係る期間、限度額を記載のとおり定めるものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、17ページの第3表、変更といたしまして臨時財政対策及び農林水産業施設災害復旧事業に係る限度額をそれぞれ増額するものでございます。

詳細につきましては、19ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（助川浩一君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番、円谷寛君。

〔1 番 円谷 寛君 登壇〕

○1 番（円谷 寛君） ただいま説明いただきました補正予算について、1 つお尋ねをいたします。

36、37 ページに 3 款民生費、1 項社会福祉費の中で 3 目の障害者福祉費ですね、4,237 万 4,000 円という補正がございまして、その説明欄で 102 番で障害者自立支援事業 4,520 万円というふうになっているんですけれども、大変国・県の負担金、さらに補助金なども入っているようではございますが、この事業の内容についてもう少し詳しくご説明をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

内訳としましては、この中身といたしましては、内容といたしましては NPO 法人共生かがみが就労継続支援 B 型の事業所への適用を受けたため、従来の歩調で給付していた利用者に対する給付費を自立支援給付費で給付するために今回補正をしたということでございます。

中身といたしましては、主にその障害者自立支援の給付の内容ということでございまして、訓練給付ということで主にこの内容としましては一時生活用具給付、移動支援事業、日中一時支援事業と相談事業等もございまして、その内容といたしまして増額を、補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 86 号 平成 24 年度鏡石町一般会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第87号～議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第87号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第6、議案第88号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、今泉保行君。

[参事兼税務町民課長 今泉保行君 登壇]

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） ただいま一括上程されました議案第87号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第88号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第87号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

55ページでございます。

このたびの補正につきましては、前年度繰越金の整理及び支援金、納付金等の確定に伴う補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,534万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億6,565万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、62ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） 続きまして、71ページです。

続いて、議案第88号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、前年度繰越金の整理の補正予算となっております。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,617万1,000円とするものであります。

詳しくは、76ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） 以上、一括上程されました議案第87号及び議案第88号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） ただいま国民健康保険についてです。それから、この後の議題になります介護保険料について質問させていただきたいと思います。

一昨日の鏡石町の臨時全員協議会におきまして、平成24年10月以降の東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免、それから一部負担金の減免、それから介護保険料及び利用者負担金の減免ということの提案をされました。

そこで、半壊、全壊にかかわる減免であると理解しておりますが、一部損壊の家屋に対する措置はどのようにお考えかをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

今泉税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国民健康保険税の減免関係でありますけれども、こちらの内容につきましては、現在9月までの実施を展開するところであります。これにつきましては、過日の全員協議会におきまして、10月以降につきましてもその減免について継続をしたいというふうに考えているところでございます。

先ほど、ご質問の中でいわゆる減免の要件関係でありますけれども、基本的な考え方につきましては半壊以上につきましてはの減免措置となっております。ただ、一部損壊につきましては、いわゆる主たる生計維持者の収入等に伴う減免等がございまして、建物の損壊の程度区分ではなくて収入等の減少等による減免を適用するということとなります。

○議長（渡辺定己君） 小貫健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

関連ということでございまして、介護保険料の一部損壊の被災者に対しての減免の考え方



ということでございますけれども、現時点ではその今、町県民税の減免等の考え方もございますけれども、国民健康保険及び介護保険料につきましては、一部損壊者に対しては現時点では減免等の考え方はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 全壊と半壊って、コンマ1ぐらいで半壊と一部損壊ですか、という判定になっている家屋も多々あるというふうに聞いております。そこで、一部損壊については今まで町、それから県のほうからの補助というのは1戸当たり10万円というのが最高額そういうふうな措置があったかと思いますが、ただいまの答弁ですとほとんどないというふうな答弁でありましたが、今後、国または県に対してその辺に対する、結局は鏡石町によく町長がおっしゃいますように、須賀川、鏡石、矢吹といのは地震に対する被害は大変甚大であったというこのようなお話をされます。ということで、鏡石町全体に住む方々が被災者でありますので、その辺について今後、国・県、また町の中でも討議をする余地があるかどうか町長にお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 3番議員の再質問にご答弁申し上げます。

今回被災地ですね、この減免、さらには一部減免の延長とういことでご説明を申し上げました。そういう中では、まずこの要件でありすけれども、国民健康保険税、さらには介護保険、それを減免等をする前提としまして、町県民税の減免あって、そして、いわゆるそれぞれの税が減免できるという今回そういった延長とかできるという内容であります。

その町県民税については、いわゆる半壊以上問わず、一部損壊であってもいわゆる雑損控除等まず受けられると、そういったことをひとつご理解をいただきたいということでもあります。

今回のいわゆる保険税、介護保険それぞれの今回減免、さらには延長したいということにつきましては、先ほど議員からおっしゃられたように、この鏡石町を中心として須賀川、矢吹、鏡石と大変内陸部では大きな被害があったということでもあります。そういう中で、今回国のほうでいわゆる調整交付金で交付する、さらには税についてもそれを全額特別交付金で負担をするというそういった処置がされるということでもありますので、これについては、しかるべき金額で示したとおりですね、約9,200万、これに対して町の負担が1,000万という

ことであります。そのうち実際一般会計で負担するのは610万ということでもありますので、そういった点からやはりこの税の面からも含めて支援をしていくと、もう少し支援をしていくということで今回そういうふうにさせていただきました。

ご質問のいわゆる一部損壊につきましては、いろんな面でこれから国のほうについても機会があればお話をしていきたいなというふうには考えてはおります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか

8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 今、一部減免の延長の話を町長から聞きましたけれども、確かにこれ国交付金の中で対応しているということでもありますけれども、あくまでも町の予算、国から来ない、交付金で来ないのであれば町の予算を一部使ってちょっとしてもね、いいのではないかと思う。そういう中で今回あのごみ収集業務に二社にわたって委託されましたけれども、その中で前回の委託料と比べればその中で1,000万ほど浮いているような感じに私は見たんだけど、その辺のやつで手当てはできないのかどうかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 8番議員の質問にご答弁申し上げます。

これ国のほうですね、半壊以上ということで今回はされたということで、これを町がやるかやらないかということでの今回判断をさせていただいたということでもあります。

一部損壊につきましては、これは一部損壊、さらには半壊以上を含めると、この町についてはかなりの大きな損害があると、いわゆる人数も多いということでもあります。いわゆる半壊以上よりも一部損壊が多いということになります。そういう中で、この財源手当てが全くない中で町のほうでやるということについては、今の財政の中からはいいですと大変であると。これは今回半壊以上については9割が県から補助が受けられるというそういう観点、これが一部損壊になりますと、全く今のところは手当てがないということでもありますので、これはかなりの負担を町が強いられるということになりますので、この辺については慎重に対応しなければならないのかなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第87号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第89号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第89号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成23年度決算に伴います会計整理によるもの及び介護保健財政安定化基金特例交付金関連の補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,363万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,248万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、84ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○健康福祉課長（小貫秀明君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第89号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第90号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

[産業課長 柳沼英夫君 登壇]

○産業課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第90号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、平成23年度決算に伴います繰越金の整理を行うものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,265万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、98ページからの明細によりましてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（柳沼英夫君） 以上、説明を申し上げました。ご審議いただき議決賜りますよう  
よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第90号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決い  
たします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第91号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計  
補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第91号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔参事兼教育課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第91号 平成24年度鏡石町  
育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成23年度の決算に伴います繰越金の整理でございます。第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,045万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細によりご説明申し上げます。ページにつきましては106ページになります。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第91号 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第92号～議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第92号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第11、議案第93号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）並びに日程第12、議案第94号 平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案3件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま一括上程されました議案第92号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から議案第93号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第94号 平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、この3議案につきまして提案理由を説明を申し上げます。

最初に、109ページになります。

平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、このたびの補正につきましては、平成23年度の決算に伴います予算の繰越金の整理をするものでございます。第1条になりますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ485万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,545万円とするものでございます。

内容につきましては、114ページの事項別明細により説明したいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 次に、117ページになります。

議案第93号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正につきましては、23年度決算に伴います繰越金の整理をするものでございます。第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,610万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、122ページの事項別明細により説明したいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 次になりますが、124ページになります。

議案第94号 平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を説明いたします。このたびの補正につきましては、久来石南地区の未給水区域の解消、それから防災対策から消火栓の設置など未給水の区域の拡大を行うものでございまして、工事費の増額をするものでございます。2条につきましては、平成24年度鏡石町上水道事業会計予算第4条本文中になりますが、「過年度分損益勘定留保資金6,677万1,000円」を過年

度分になりますが、損益勘定留保資金でございまして7,632万1,000円と定め、資本的収入及び支出につきましては次のとおりに補正するものでございます。

資本的収入では、負担金の既定の予定額に200万円を増額しまして、資本的収入の総額を2億3,260万円にするものでございます。

次に、資本的支出では建設改良費の既定の予算額に1,155万円を増額し、資本支出の総額を3億4,562万2,000円にするものでございます。

内容につきましては、126ページの事項別明細書に、次ページをお願いします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 以上、一括上程されました3議案につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第92号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成24年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第13、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり各委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午前11時26分

開議 午前 11 時 27 分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案 1 件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

本案 1 件を日程に追加し、日程第 15 として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案 1 件を日程に追加し、日程第 15 として議案とすることに決しました。

---

◎意見書案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第 15、意見書案第 4 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第 4 号についての説明を求めます。

4 番、長田守弘君。

〔4 番 長田守弘君 登壇〕

○4 番（長田守弘君） 平成 24 年 9 月 14 日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、長田守弘、賛成者、鏡石町議会議員、木原秀男、同、大河原正雄。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）。

下記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第 4 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）。

地球温暖化防止のための温室効果ガス削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養は、

〔「以後省略」の声あり〕

○4 番（長田守弘君） はい、以下省略させていただきます。

よって、下記の事項の実現を強く求めるものとする。

記。二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与す

る「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日、鏡石町議会。

提出先、内閣総理大臣、野田佳彦様、以下、関係大臣並びに衆参議長様。

以上、ご説明申し上げました。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

意見書案第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

第5回鏡石町議会定例会において提出いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、承認、同意を賜り、まことにありがとうございました。厚

く御礼を申し上げます。

なお、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し対応いたしまして町政執行に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、議員皆様方には町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

終わりに、いまだに残暑が厳しい中ではありますので、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第5回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年9月14日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 木 原 秀 男

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 古 川 文 雄